

令和5年第3回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）目次

◎ 第1日（10月23日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明員	2
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
行政報告	3
議案第21号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	1 2
表決	1 3
議案第22号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	1 3
表決	1 4
議案第23号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	1 5
表決	1 5
議案第24号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	1 5
質疑	1 6
佐藤弘樹君	1 6
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	1 6
佐藤弘樹君	1 6
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	1 7
佐藤弘樹君	1 7
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	1 7
表決	1 8
議案第25号	

提案理由の説明（伊藤管理者）	18
質疑	19
鎌内つぎ子君	19
（答弁）坂本業務課長	19
鎌内つぎ子君	19
（答弁）坂本業務課長	19
鎌内つぎ子君	20
横山悦子君	20
（答弁）坂本業務課長	20
横山悦子君	20
（答弁）坂本業務課長	21
佐藤弘樹君	21
（答弁）坂本業務課長	21
佐藤弘樹君	22
（答弁）柴岡参事兼施設管理課長	22
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	22
佐藤弘樹君	22
（答弁）柴岡参事兼施設管理課長	23
佐藤弘樹君	23
討論	23
久 勉君	23
佐藤弘樹君	24
表決	25
議案第26号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	25
質疑	25
佐藤弘樹君	25
（答弁）伊藤消防本部予防課長	26
佐藤弘樹君	26
（答弁）伊藤消防本部予防課長	26
佐藤弘樹君	26
（答弁）伊藤消防本部予防課長	26
佐藤弘樹君	27
（答弁）伊藤消防本部予防課長	27
佐藤弘樹君	27

(答弁) 伊藤消防本部予防課長	27
表決	27
議案第27号	
提案理由の説明(伊藤管理者)	28
質疑	29
鎌内つぎ子君	29
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	29
鎌内つぎ子君	30
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	30
鎌内つぎ子君	30
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	30
鎌内つぎ子君	31
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	31
鎌内つぎ子君	31
(答弁) 板垣消防本部総務課長	31
鎌内つぎ子君	32
(答弁) 板垣消防本部総務課長	32
鎌内つぎ子君	32
(答弁) 板垣消防本部総務課長	32
鎌内つぎ子君	32
(答弁) 板垣消防本部総務課長	32
鎌内つぎ子君	32
(答弁) 板垣消防本部総務課長	33
鎌内つぎ子君	33
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	33
(答弁) 櫻井消防本部消防長	33
鎌内つぎ子君	33
休憩・再開	33
佐藤弘樹君	34
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	34
佐藤弘樹君	34
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	34
佐藤弘樹君	35
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	35
佐藤弘樹君	35

(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	3 5
表決	3 6
議案第 2 8 号	
提案理由の説明 (伊藤管理者)	3 6
補足説明 (齋藤会計管理者)	3 7
審査意見報告 (佐々木監査委員)	4 0
質疑	4 2
鎌内つぎ子君	4 2
(答弁) 柴岡参事兼施設管理課長	4 3
鎌内つぎ子君	4 3
(答弁) 柴岡参事兼施設管理課長	4 3
鎌内つぎ子君	4 3
(答弁) 柴岡参事兼施設管理課長	4 3
鎌内つぎ子君	4 3
(答弁) 柴岡参事兼施設管理課長	4 3
鎌内つぎ子君	4 4
(答弁) 柴岡参事兼施設管理課長	4 4
鎌内つぎ子君	4 4
(答弁) 柴岡参事兼施設管理課長	4 4
鎌内つぎ子君	4 4
(答弁) 柴岡参事兼施設管理課長	4 4
鎌内つぎ子君	4 4
(答弁) 高橋消防本部警防課長	4 5
鎌内つぎ子君	4 5
(答弁) 高橋消防本部警防課長	4 5
鎌内つぎ子君	4 5
(答弁) 高橋消防本部警防課長	4 5
鎌内つぎ子君	4 5
(答弁) 高橋消防本部警防課長	4 6
鎌内つぎ子君	4 6
(答弁) 高橋消防本部警防課長	4 6
鎌内つぎ子君	4 6
(答弁) 高橋消防本部警防課長	4 6
鎌内つぎ子君	4 6
(答弁) 高橋消防本部警防課長	4 6

鎌内つぎ子君	4 6
(答弁) 高橋消防本部警防課長	4 6
鎌内つぎ子君	4 7
(答弁) 高橋消防本部警防課長	4 7
鎌内つぎ子君	4 7
(答弁) 板垣消防本部総務課長	4 7
鎌内つぎ子君	4 8
(答弁) 櫻井消防本部消防長	4 8
鎌内つぎ子君	4 8
(答弁) 高橋消防本部警防課長	4 8
鎌内つぎ子君	4 8
(答弁) 高橋消防本部警防課長	4 9
鎌内つぎ子君	4 9
横山悦子君	4 9
(答弁) 坂本業務課長	4 9
横山悦子君	4 9
(答弁) 坂本業務課長	5 0
横山悦子君	5 0
(答弁) 坂本業務課長	5 0
横山悦子君	5 0
(答弁) 坂本業務課長	5 0
横山悦子君	5 0
(答弁) 坂本業務課長	5 0
佐藤弘樹君	5 1
(答弁) 佐々木監査委員	5 1
佐藤弘樹君	5 2
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	5 3
佐藤弘樹君	5 3
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	5 4
佐藤弘樹君	5 4
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	5 4
佐藤弘樹君	5 4
(答弁) 高橋消防本部警防課長	5 5
佐藤弘樹君	5 6
(答弁) 高橋消防本部警防課長	5 7

佐藤弘樹君	5 7
(答弁) 高橋消防本部警防課長	5 7
佐藤弘樹君	5 8
討論	5 8
鎌内つぎ子君	5 8
横山悦子君	5 9
表決	6 0
休憩・再開	6 1
一般質問	
横山悦子君	6 1
(答弁) 伊藤管理者	6 2
横山悦子君	6 3
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	6 4
横山悦子君	6 4
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	6 4
横山悦子君	6 4
(答弁) 郷古消防本部防災課長	6 5
横山悦子君	6 5
(答弁) 郷古消防本部防災課長	6 5
横山悦子君	6 5
(答弁) 郷古消防本部防災課長	6 6
横山悦子君	6 6
(答弁) 櫻井消防本部消防長	6 6
横山悦子君	6 7
鎌内つぎ子君	6 7
(答弁) 伊藤管理者	6 7
鎌内つぎ子君	6 8
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	6 8
鎌内つぎ子君	6 9
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	6 9
鎌内つぎ子君	6 9
佐藤弘樹君	6 9
(答弁) 伊藤管理者	7 1
(答弁) 熊野教育長	7 4
佐藤弘樹君	7 5

(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	7 5
(答弁) 佐藤施設整備課長	7 5
佐藤弘樹君	7 6
(答弁) 坂本業務課長	7 7
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	7 7
佐藤弘樹君	7 7
(答弁) 遊佐教育次長兼総務課長	7 8
佐藤弘樹君	7 8
(答弁) 遊佐教育次長兼総務課長	7 9
佐藤弘樹君	7 9
(答弁) 高橋消防本部警防課長	8 0
佐藤弘樹君	8 0
(答弁) 高橋消防本部警防課長	8 1
佐藤弘樹君	8 1
(答弁) 櫻井消防本部消防長	8 2
佐藤弘樹君	8 2
閉会	8 2

令和5年第3回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）議事日程（第1号）

1 会議日時

令和5年10月23日（月）

午前10時12分開会～午後4時27分閉会

2 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議案第23号 大崎地域広域行政事務組合監査委員条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第24号 大崎地域広域行政事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第25号 大崎地域広域行政事務組合火葬場条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第26号 大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第27号 令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第28号 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第12 一般質問

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第23号 大崎地域広域行政事務組合監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第24号 大崎地域広域行政事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第25号 大崎地域広域行政事務組合火葬場条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第26号 大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第27号 令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第28号 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 一般質問

4 出席議員（15名）

- |    |           |    |           |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 関 武 徳 君   | 2番 | 佐 藤 弘 樹 君 |
| 3番 | 鎌 内 つぎ子 君 | 4番 | 横 山 悦 子 君 |

5番 氏家善男君  
 7番 福田弘君  
 9番 味上庄一郎君  
 11番 後藤洋一君  
 13番 鈴木宏通君  
 15番 吉田二郎君

6番 中山哲君  
 8番 早坂忠幸君  
 10番 米木正二君  
 12番 久勉君  
 14番 平吹俊雄君

5 欠席議員 (なし)

6 説明員

管理者 伊藤康志君  
 副管理者 早坂利悦君  
 副管理者 石山敬貴君  
 会計管理者 齋藤満君  
 事務局長兼  
 総務課長  
 参事兼  
 施設管理課長  
 施設整備課長 藤島善光君  
 柴岡雄司君  
 佐藤忠房君  
 消防本部長 大石誠君  
 消防次部長 伊藤一彦君  
 消防本部長 郷古寛嗣君  
 消防本部長 郷古寛嗣君  
 消防防災課長  
 鳴子消防署長 渡辺毅君  
 遠田消防署長 中楯正宏君  
 教育長 熊野充利君

副管理者 相澤清一君  
 副管理者 遠藤积雄君  
 副管理者 金森正彦君  
 会計課長 坂井浩君  
 ほなみ園長 柳川敦君  
 業務課長 坂本徹君  
 消防本部長 櫻井俊文君  
 消防本部長 板垣英明君  
 消防本部長 高橋勇幸君  
 消防本部長 高橋勇幸君  
 消防本部長 日向裕昭君  
 参事兼  
 古川消防署長  
 加美消防署長 高橋茂樹君  
 監査委員 佐々木富夫君  
 教育次長兼  
 総務課長 遊佐徹君

7 議会事務局出席職員

事務局長 川鍋正敏君  
 主事 小口優君

次兼議事係長 高橋正樹君  
 総務課長補佐兼  
 総務企画係長 水上吉治君

会 議 の 経 過

開 会

午前10時12分

○議長（関 武徳君） 出席議員定足数に達しておりますので、令和5年第3回大崎地域広域行政事務組合議会定例会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

---

開 議

○議長（関 武徳君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

---

「日程第1 会議録署名議員の指名」

○議長（関 武徳君） 日程第1 本日の会議録署名議員を指名いたします。7番福田弘議員，13番鈴木宏通議員のお二人にお願いいたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。

---

「日程第2 会期の決定」

○議長（関 武徳君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

「日程第3 行政報告」

○議長（関 武徳君） 日程第3 行政報告。

本件に関し、管理者の報告を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 本日、ここに令和5年第3回大崎地域広域行政事務組合議会定例会が開催され、令和5年度一般会計補正予算をはじめとする提出議案を御審議いただくに当たり、組合行政における諸般の報告を申し述べ、議員皆様並びに圏域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルスにつきましては、感染症法上の分類が、5月8日から季節性インフルエ

ンザと同等の5類に移行されましたが、宮城県をはじめとする東北地方では7月から罹患者数が増え始め、9月にピークを迎えました。

また、インフルエンザの罹患者数も増えており、例年インフルエンザの流行期は11月から2月中旬頃までとされておりますが、今年は8月末から流行期に入っており、現在の集計方法となった平成24年以降、この時期としては過去最多となっております。

救急業務を担う本組合消防本部においても、感染対策を徹底しながら、傷病者を安全に医療機関に搬送できるよう、引き続き救急業務に当たり、圏域住民の命と暮らしを守り、安全・安心の確保に努めてまいります。

以下、令和5年度における行政報告を申し述べます。

本組合におけるDXの推進について申し上げます。

デジタル技術の急速な進展と、コロナ禍によって社会状況が大きく変化している中で、消防部門や衛生部門、また、ほなみ園や大崎生涯学習センターなどを抱えている本組合においても、多様化する住民ニーズへの対応や、時代に即した業務の効率化、圏域住民の利便性向上を目指すため、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの導入を図ることといたしました。

DXの導入に当たっては、ワーキンググループを立ち上げ、各課の業務課題を洗い出した上で、費用対効果や財政負担の平準化などを考慮し、本組合の限られた業務の中ではありますが、4つのDX活用事業を令和6年度から2か年で導入することといたしました。

令和6年度につきましては、ほなみ園において、お便りやアンケートなどをメールで一斉に保護者へ配信できる双方向のメール配信システムを導入いたします。これにより、保護者への情報伝達の時差を解消できるほか、アンケート調査の回答をシステム内で集計することが可能となり、これまで時間と労力がかかり課題となっていた回答の集計作業を効率的かつ簡単に行うことができるものとなります。

消防部門では、ウェブサイトやSNSを活用して消防情報を発信し、広く防火防災思想の普及啓発を行うとともに、災害時においてはリアルタイムに情報を収集・発信ができるため、より効率的な災害対応に当たることができるものとなっております。

このほか、本組合全体として、オンラインによる会議、研修環境の整備を行い、これまで遠方の相手との打合せなどに要していた交通費と移動時間の削減につなげ、さらなる住民サービスの向上を目指してまいります。

さらには、さきの議会でも御指摘いただいております本組合の事務部門、消防部門、大崎生涯学習センターの3つの独立したウェブサイトを、令和7年度に統一を図り、新しい組合ウェブサイトへリニューアルするとともに、各種イベントの申込みや施設の予約をオンラインで行える多機能サイトの導入を行い、圏域住民の利便性向上を図るものであります。

また、生成AIの導入に向けた実証実験を本年11月から3か月にわたり実施することにしております。

本組合では、各所属で会議や打合せを行った際に、会議録等を作成しておりますが、その際

の職員の作業負担が大きく、多くの時間を要しております。

生成AIの導入に当たっては、賛否があることから、個人情報や契約関係、政策決定関係の機密性の高い会議には、使用を禁止する制限を設けて実証実験を行うものであります。

当該機能を導入することによって、職員への負担軽減と事務の効率化、さらには時間外勤務手当等の財政的な削減が図れるものと期待しております。

ハラスメントの防止等に関する指針の策定について申し上げます。

ハラスメントの防止等に関する指針につきましては、令和5年3月議会において、佐藤弘樹議員から、その必要性について御指摘を賜りましたが、令和5年10月、全ての職員がハラスメントに関する正しい知識と共通の認識を持ち、個々の能力を十分に発揮するとともに、生き生きと仕事に取り組むことができる職場づくりを目的として、ハラスメントの防止等に関する指針を策定いたしました。

この指針では、ハラスメントのない良好な職場環境の創出と公務能率の確保を図るため、基本方針として、意識改革、被害の防止と支援、厳正な対処の3点を定め、総合的にハラスメント対策を実施してまいります。

今後は、全ての職員がハラスメントに関する正しい知識と具体的な対策等を理解し、ハラスメントを行わないという共通認識を持つよう、繰り返し周知を図るとともに、研修等を実施し、未然防止に努めてまいります。

旧大崎広域西部玉造クリーンセンター跡地の売却について申し上げます。

旧大崎広域西部玉造クリーンセンターは、旧大崎広域中央クリーンセンターと統廃合し、令和4年4月から新しい大崎広域中央クリーンセンターが供用を開始したことにより休止となり、同年6月30日に廃止の手続を完了しております。

旧大崎広域西部玉造クリーンセンターの土地は、行政目的用地として購入したもので、本来の目的である可燃ごみの焼却処理業務が完了したことから、処理施設は解体し、跡地については売却を行うことといたしました。解体完了の前から跡地売却の手続を進めた理由といたしましては、解体完了後に公募を行い、売払いが難航した場合、維持管理経費がかかることを避けることで、構成市町の財政負担の軽減につながると考察したものであります。

解体工事につきましては、令和5年6月9日に地元業者と本契約を締結し、工期を令和6年11月30日までの予定としております。

解体後の跡地売却につきましては、県内の業者と1,390万円で売買契約を締結し、解体後の令和6年12月の引渡しを予定しております。また、施設の解体工事前に土地の売買契約を締結したことにより、売却相手方と打合せを行い、施設の一部を残した上で引き渡すことも可能となることから、解体工事費用の一部削減を図ることができるものとなっております。

公用車の売却について申し上げます。

計画的な更新時期を迎えた車両、また使用頻度の少ない車両の調査を行い、台数の削減を図り、その車両については売却をしております。老朽化した車両であるため、これまでは処分料

を支払って処理しておりましたが、今年度は近年の中古車市場高騰を踏まえ、少しでも高い金額で売却できるよう、一般競争入札方式に変更し、中古車買取り事業者などに対し、より広く周知を図ったところであります。

その結果、9月11日の入札執行において、救急車両2台が、それぞれ76万4,070円と76万3,150円、軽ワゴン車1台が26万7,020円で落札され、合計で179万4,240円となりました。

今年度は、さらに消防車両2台も売却することとしており、公告にも工夫を凝らした入札を行い、さらなる財源確保に努めてまいります。

農林業系廃棄物試験焼却に対する住民訴訟について申し上げます。

本件につきましては、去る10月4日に仙台地方裁判所において判決が言い渡され、原告らの請求はいずれも棄却されました。

本件は、平成30年10月11日に、農林業系廃棄物の試験焼却に関して、焼却施設の処理等の経費及び最終処分場の埋立て等の経費の差止めを求めて提訴がされ、令和2年1月31日に、試験焼却に関して支出された1,601万2,477円の返還請求に訴えが変更されたものであります。

提訴から約5年の間には、口頭弁論が20回、進行協議が7回実施され、さらには原告側の要請により、当時の西部玉造クリーンセンターにおいて排ガス測定が実施され、今回の判決に至ったものであります。

本組合といたしましては、司法の判断を踏まえ、なお一層安全性に配慮し、焼却処理を適正に進めてまいります。

大崎広域ほなみ園事業について申し上げます。

本年度の園児数につきましては、定員30名に対して、4月当初は28名でスタートしていましたが、3名の途中入・退園により、10月1日現在で29名の在籍となっております。そのうち、医療的ケア児の受入れは7名となっております。

本園の防犯対策につきましては、令和3年11月に登米市の認定こども園で発生した不審者侵入事件を受け、本年2月に設置した110番非常通報装置を使用し、宮城県警並びに古川警察署、公益財団法人日本防災通信協会の指導、協力の下、連携した不審者対応訓練を8月10日に実施いたしました。園児及び職員の安全・安心を守るため、今後も定期的に訓練を実施し、職員の防犯意識の向上と非常時の安全確保への取組を引き続き努めてまいります。

リハビリテーション療育につきましては、園児一人一人の発達段階に応じた支援目標や支援内容を記載した個別支援計画を基に、園児の障害特性に応じた運動機能の支援等を本年度から療育に取り入れて実施しております。姿勢保持や指を使ったものの操作などの運動機能の支援、一日の流れや行動を写真、絵カードで示す視覚的支援等を行うことで、日常生活の基本動作や認知機能の発達の促進が期待できることから、今後もリハビリテーションの視点を取り入れた療育活動の充実に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、5類感染症移行後においても、重症化リスクを有する園児の特性に鑑み、園児及び職員の健康チェック、施設及び送迎バス内の消毒等を継続し、安全・安心の確保に努めているところであります。

引き続き、利用者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、関係機関と緊密に連携を図り、支援体制の充実に取り組んでまいります。

リサイクルセンター工場棟火災について申し上げます。

令和5年7月7日午前10時頃に発生したリサイクルセンター工場棟火災につきましては、圏域住民の皆様に御心配をおかけするとともに、火災という重大事故を発生させたことに対し、深くおわびを申し上げます。

出火場所は、不燃ごみを細かく砕くための破砕機及び破砕物を搬送するコンベヤ部分であります。

炎検知器が鳴るとともに、中央操作室でモニター監視していた職員が現場へ駆けつけ、ホースでの散水により、午前10時23分に鎮火を確認いたしました。この火災でのけが人はございませんでした。

被害状況につきましては、アルミ選別機投入コンベヤが焼損しましたが、電気系統に異常がなかったことから、7月22日、23日に仮復旧工事を実施し、7月24日から運転を再開しております。

本復旧工事につきましては、コンベヤのゴムベルトやローラー、バグフィルターのろ布など、特殊製品を発注生産した後に交換となることから、令和6年3月に完了する予定で進めております。

周辺地域への報告につきましては、桜ノ目地区に設置する一般廃棄物処理施設に関する環境保全協定書に従い、桜ノ目地区会長、桜ノ目地区3行政区長へ当日のうちに報告し、構成市町へも報告を行っております。

火災の原因につきましては、破砕機内にリチウムイオン電池が入り込み、強い衝撃を受けたことで発火したと判定されております。

今後の対応といたしましては、監視体制の強化のため、炎検知器を増設するとともに、散水装置を増設して素早く消火が行えるよう整備してまいります。

今回の火災原因となりましたリチウムイオン電池の分別につきましては、組合及び構成市町ウェブサイトにも適切な分別方法を掲載し、構成市町の広報紙8月号と併せて折り込みチラシを全戸配布いただき、圏域住民に対する分別の徹底を呼びかけております。

今回のような火災が全国でも多発しております。このようなリチウムイオン電池による火災を現実的に未然に防ぐ方法としては、圏域住民の皆様の御協力に基づく分別の徹底が有効であることから、継続して構成市町と連携して周知を図ってまいります。

農林業系汚染廃棄物の焼却処理について申し上げます。

本組合で処理する農林業系汚染廃棄物の計画量3,590トンのうち、焼却処理を開始した

令和2年度から令和4年度までの合計で、大崎市が1,247.22トン、涌谷町が157.67トン、美里町が92.61トン、合計1,497.5トンの処理が終了し、おおむね計画どおりに進んでおります。

本年度につきましても、中央クリーンセンターと東部クリーンセンターにおいて、4月17日から、1キログラム当たり400ベクレルを超え8,000ベクレル以下の農林業系汚染廃棄物の処理を開始いたしました。4月から9月までの処理量は、大崎市が240.33トン、涌谷町が39.14トン、美里町が19.68トンとなっております。

焼却・埋立処理に当たっては、国のガイドラインを遵守するとともに、最終処分場においては、セシウム吸着用ゼオライトを使用するなど、安全対策を講じながら、万全の監視体制で実施してまいります。

また、空間線量及び各種放射性セシウム濃度の監視体制につきましては、国のガイドラインで定めている基準以上に強化して実施しており、焼却処理を開始した令和2年7月から本年8月までの測定結果は、空間線量、排ガス、焼却灰、放流水などの放射性セシウム濃度は、全て基準値内であります。

実施結果におきましては、毎月市町及び組合担当課による検証会議において、農林業系汚染廃棄物の焼却処理が問題なく実施されていることを確認しております。

なお、空間線量などの測定結果につきましては、本組合ウェブサイトで公開するほか、広報大崎広域でお知らせしてまいります。

ごみ処理事業について申し上げます。

4月から9月までの可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ搬入量は3万2,655トンで、前年度同期と比較して2,908トン、約8.2%の減少となっております。

また、中央クリーンセンターの自家発電設備による電力につきましては、本施設のほか、隣接するリサイクルセンター及び中央桜ノ目衛生センターの電力を賄い、余剰分につきましては売電しております。売電収入額につきましては、4月から8月まで合計6,852万2,689円となっております、貴重な財源となっております。

ごみ減量化に向けた取組について申し上げます。

家庭で不要となった家具などの中から、まだ使用できるものを抽せんにより圏域住民へ無償提供する大崎広域再生工房につきましては、7月に本年度1回目の抽せんを実施いたしました。再生品を50点展示し、過去最多である110件の申込みをいただきました。本年度も、昨年度同様に3回の開催を予定しており、計150点展示する計画で進めております。

また、昨年度は新型コロナウイルスの影響により施設見学の受入れを中止しておりましたが、本年度から受入れを再開いたしました。小学生の施設見学時には、生ごみを減らす取組として、生ごみを堆肥化するためのダンボールコンポストの実演を交えた紹介を行っております。

そのほかにも、食材の使いきり、食べきり、生ごみの水きりの3きり運動も継続して推進してまいります。

大崎圏域内における資源の有効利用が進むよう、構成市町とより一層の資源化率向上のための方策を検討するとともに、一般廃棄物処理計画に基づき、引き続きごみの減量化及び資源化を進めるための普及啓発に努めてまいります。

プラスチックごみ収集及び有害ごみ収集について申し上げます。

令和4年4月に、プラスチック資源循環促進法が施行されたことから、本組合でもプラスチック製品の資源化について、構成市町担当課と協議を重ねてまいりました。

現在収集しているプラスチック製容器包装に、新たに収集するプラスチック製品を加えて、プラスチックごみとして収集予定であります。プラスチックごみの全地区回収に向けて、令和5年6月から7月までの2か月間にかけて、構成市町と連携し、モデル地区を設け、分別、回収、選別、梱包などの課題を確認するとともに、数量把握のための品質調査を行い、令和6年度からの収集開始を目標に準備を進めております。

また、廃棄物処理法及び水銀汚染防止法の定めにより、蛍光管等の水銀使用製品廃棄物を有害ごみとして資源化いたします。さらに、発火の危険性のあるスプレー缶も併せて回収いたします。こちらもプラスチックごみ同様、令和6年度からの収集開始を目標に準備を進めております。

し尿処理事業について申し上げます。

4月から9月までのし尿の投入量が3万6,224キロリットルで、前年度同期と比較して3,303キロリットル、約8.4%の減少となっております。

浄化槽及び農業集落排水処理施設からの汚泥投入量は2万5,364キロリットルで、前年度同期と比較して67キロリットル、約0.3%の増加となっております。

ごみ・し尿の環境衛生施設につきましては、圏域住民の生活に必要不可欠な施設であることから、適切な維持管理及び運営に努めてまいります。

斎場管理運営について申し上げます。

令和5年度運用開始に向けて進めておりました涌谷斎場の控室増築工事につきましては、工事期間中の斎場利用に支障を来すことなく、無事完成を迎え、予定どおり4月1日から供用を開始しております。

今後も、斎場の利便性向上を図るとともに、計画的に設備の修繕を行い、安全・安心な施設運営に努めてまいります。

新斎場整備事業について申し上げます。

新斎場整備・運営事業につきましては、3月24日に契約を締結いたしました。また、6月には新斎場をイメージしていただくことを目的に、地域住民皆様と岩沼市斎場の視察や工事開始前の住民説明会を実施しております。

工事につきましては、8月から接続道路の樹木伐採・除根などの土木工事を開始しております。令和8年4月供用開始に向け、順調に事業を進めております。

西地区熱回収施設等整備事業について申し上げます。

旧中央クリーンセンターの解体につきましては、5月末に完了し、6月から第二計量棟、洗車棟、搬入出路等の工事を実施しており、10月29日のグランドオープンに向け順調に進捗しております。

また、本整備事業に係る地元桜ノ目地区との周辺環境整備推進協議会につきましては、8月にまちづくり専門部会、9月に協議会を開催し、本年度の地域振興ビジョンに基づいた事業進捗状況の確認などを実施しております。

さらには、当該協議会の活動の中から周辺地域の皆様が自発的にかわまち推進協議会を立ち上げ、自らが地域振興を加速させる取組が始まったことから、大崎市と共に地域との役割分担を行いながら、継続的な支援を行ってまいります。

東部クリーンセンター長寿命化整備事業について申し上げます。

東部クリーンセンター長寿命化整備事業につきましては、財政負担の軽減を図るため、補助率の高い二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に応募し、4月に交付決定の事業採択を受けております。

また、工事請負契約につきましては、6月9日に本契約を締結し、7月から設備の設計協議を開始しております。また、9月からは1号炉の燃焼設備の製作に着手しております。

令和9年2月の竣工に向け順調に事業を進めてまいります。

新最終処分場整備事業について申し上げます。

新たな最終処分場の候補地につきましては、5月に構成市町から推薦されております。また、6月には第1回一般廃棄物処理施設整備有識者会議を開催し、学識経験者から2次スクリーニングに係る評価項目、評価方式、評価基準について御意見を頂戴しております。

7月には組合議会議員先進地行政視察として、栃木県宇都宮市と那須塩原市の被覆型の最終処分場の視察を実施し、周辺環境への負荷軽減や、雨風の影響を受けず水処理施設の規模縮小が図られることなど、被覆型の最終処分場が周辺圏域住民の安心感につながることへの共通認識を持つことができっております。

今後も、構成市町の協力を得ながら、令和5年度内の最終候補地決定に向けて適地選定業務を進めてまいります。

消防行政について申し上げます。

初めに、本年1月から9月までの災害発生状況について申し上げます。

火災件数は34件で、昨年同期と比較すると17件減少しております。過去最少の令和3年を下回る件数で推移しております。また、火災による死者数は5名であり、昨年同期と比較して1名の増加となっております。

これからの季節は空気が乾燥し、暖房など火気の使用に伴い、火災が起りやすい時期を迎えますことから、引き続き消防団、婦人防火クラブ及び関係機関等と連携した広報活動を実施し、火災件数の抑止と火災による被害の軽減、死傷者の根絶を目指してまいります。

救急出動件数は7,576件で、昨年同期と比較して413件増加しており、統計開始以来、

初めてとなる年間1万件を超えるペースで推移しております。特に、7月、8月の熱中症搬送による急病の件数が大きく増加しております。

今後も救急需要の増加が予想されますことから、救急車の適正な利用の呼びかけと、救急隊員の感染症対策に万全を期して、円滑な救急業務を推進してまいります。

消防車両等の整備について申し上げます。

古川消防署三本木出張所に更新配備する高規格救急車の購入契約を5月11日に締結し、また遠田消防署に更新配備する水槽付消防ポンプ自動車及び消防救急デジタル無線の整備につきましては、6月9日に本契約を締結しております。

引き続き、納期などの調整を図りながら、着実な消防車両等の整備に努めてまいります。

消防施設整備事業について申し上げます。

鳴子消防署庁舎改修工事に係る実施設計業務の委託契約を5月9日に締結しております。

既に地質調査などが完了しており、今後も定例協議を重ねながら、令和6年度の工事着工に向けて進めてまいります。

火災予防行政について申し上げます。

本年4月に大崎圏域内において、枯れ草の焼却や調理中に火が衣類に燃え移るなど、死傷者を伴う火災が続けて発生したことから、ウェブサイトや新聞掲載により、火災から命を守るための注意喚起を実施いたしました。

また、7月に大崎市古川で発生した焼き肉店の火災を踏まえ、火気の取扱いが類似する飲食店を対象に、コンロや排気ダクトの清掃状況、消防用設備の維持管理などを重点項目とした立入検査を実施し、当該飲食店などの関係者に防火管理の徹底を指導したところであります。

引き続き、火災の原因や死傷者の発生に至った経過などを踏まえながら、防火安全対策に取り組んでまいります。

消防の広域応援について申し上げます。

緊急消防援助隊の出動に備え、7月21日、本組合庁舎敷地内において、被災地で救急活動を行う消防隊員の宿営、衛生、給食などを支援する後方支援訓練を、宮城県内10の消防本部から女性職員20名を含む84名が参加し、実施いたしました。

訓練では、当消防本部が保有する拠点機能形成車やエアテントを活用した100人規模の宿営ができる演習を行うとともに、女性職員が宿営する場合の活動環境について確認したところであります。

今後も、頻発化、激甚化する災害への出動に備えて、引き続き関係機関と連携強化を図り、円滑な活動体制の構築に取り組んでまいります。

大崎生涯学習センター事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが、本年5月に2類から5類に移行され、感染対策につきましても個人の判断に委ねられ、規制も大幅に緩和されました。これを受け、大崎生涯学習センターの利用者数につきましても、コロナ禍前の水準に戻りつつあります。

今後も感染対策を講じながら、安全・安心な運営に努めてまいります。

生涯学習推進事業につきましては、4月29日に大崎生涯学習センターの3大事業の1つである、小さなこどものまちを実施いたしました。この事業は、子供たちが仕事を疑似体験することによって得られる喜びや苦勞などを学び、社会や自らの将来に対する関心を深めることを目的とするもので、本年度は大崎圏域内の小学生136名が参加いたしました。

また、8月20日には、パレット夏まつりを実施いたしました。センター全館を活用し、プラネタリウムの特別投影や名作映画の上映会、夏の涼を感じられるおばけ部屋などのイベントを集約して、1日間で行い、延べ2,276名の圏域住民、63名のボランティア参加の下、実りある生涯学習活動が展開されたところであります。

プラネタリウム事業につきましては、大崎ふるさとづくり基金の果実を活用して、大崎圏域内の小学校がプラネタリウムを利用できるようバス運行を支援するプラネタリウム学習支援事業を、本年度は大崎圏域内の小学校37校中30校が活用する見込みであります。

今後も、学校及び教育委員会と連携しながら、学習利用の促進を図ってまいります。

以上、施策の大綱について申し上げましたが、共同処理事務事業のさらなる効率性と効果的な運営に努め、圏域住民皆様が安全で安心できるサービスが受けられるよう最大限努力してまいります。

今定例会に提案いたします補正予算等の議案に関する説明は、別途申し上げることとし、行政報告といたします。

---

#### 「日程第4 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（関 武徳君） 日程第4 議案第21号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第21号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

本議案は、令和5年9月20日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

事故の概要は、令和5年8月17日午後1時20分頃、遠田郡涌谷町字関谷沖名291番地1、大崎広域東部クリーンセンター敷地内搬入路で、当組合職員が刈払機による除草作業中に飛び石が発生し、ごみ搬入のため搬入路を走行していた車両の右側後部座席の窓ガラスに接触し、窓ガラスを破損したものであります。

主たる原因は、除草作業中の職員の安全管理の不備によるものであり、組合の過失割合は100%とし、相手方に損害賠償額18万2,853円を支払うことで合意をいただきました。

以上、議案第21号について御説明を申し上げますが、何とぞ御審議の上、御承認賜りま

すようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### 「日程第5 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（関 武徳君） 日程第5 議案第22号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第22号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和5年8月22日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

議案書の2ページをお開き願います。

令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ3,545万6,000円を増額し、予算総額を111億6,820万9,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、3ページの第1表に掲載のとおりであります。

次に、令和5年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明いたします。

お手元の補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

8款1項繰越金は、前年度繰越金で、1,319万円の増額補正であります。

9款2項雑入は、全国市有物件災害共済会共済金で、令和5年7月7日に発生いたしました大崎広域リサイクルセンター工場棟の火災に係る本復旧工事費に対する災害共済金として、2,226万6,000円の補正計上であります。

次に、歳出補正予算の主な内容について御説明いたします。

5ページ、6ページをお開き願います。

4款3項清掃費は、ごみ処理施設管理運営費で、歳入で説明いたしました大崎広域リサイクルセンター工場棟の火災に係る本復旧工事費として、3,545万6,000円を増額補正するものであります。

この結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3,545万6,000円を増額し、令和5年度の予算総額は11億6,820万9,000円となりました。

以上、議案第22号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### 「日程第6 議案第23号 大崎地域広域行政事務組合監査委員条例の一部を改正する条例」

○議長（関 武徳君） 日程第6 議案第23号大崎地域広域行政事務組合監査委員条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第23号大崎地域広域行政事務組合監査委員条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の4ページ及び条例の一部改正に関する資料の1ページをお開き願います。

地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、指定公金事務取扱者制度の創設等が行われたことにより、新たな条文が追加され、条例で引用している規定に条ずれが生じるため、これを措置するものであります。

以上、議案第23号について御説明を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号大崎地域広域行政事務組合監査委員条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### 「日程第7 議案第24号 大崎地域広域行政事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」

○議長（関 武徳君） 日程第7 議案第24号大崎地域広域行政事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第24号大崎地域広域行政事務組合職員の分限に関する手続及び効

果に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の5ページ及び条例の一部改正に関する資料の2ページをお開き願います。

本議案につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、本組合におきましても所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、地方公務員法第27条第2項において、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職され、又は降給されることがないと規定されていることを受け、60歳に達した職員が、当該日後における最初の4月1日以後に適用される給料月額7割措置について、条例で定める降給事由として規定するものであります。

以上、議案第24号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

2番佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それでは、私から、議案第24号大崎地域広域行政事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきまして、順次質疑をさせていただきたいと考えてございます。

ただいまの管理者の説明で大体概要は分かったところでございます。そこで少し疑問なのは、これまでも職員の方々のいわゆる分限ですとか、御退職に伴いますようなことがございましたが、この条例というのは、ここで改正するというだけでなく、過去にこういった条例というのは既に必要ではなかったかどうかという若干疑問があるのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 改めて、本日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいま議員からおたがしあったことについてお答えをさせていただきたいと思っております。

これまで、例えば心身の故障とか、あと職務遂行に支障があるというようなことで、そういったときには、簡単に言えば給料が下がるというような条例はございました。ただ、しかしながら、今年の3月議会で、定年延長について議会でも御可決をいただいたところでございますけれども、その後に、定年延長に伴って給料を退職時の給料表の7割に減額してくださいという通知がございましたので、今回それに基づいて、その部分の条例の改正をさせていただくという内容になってございますので、御理解よろしく申し上げます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 分かりやすい答弁でございました。

続きまして、休職中の職員です。非常にこれは、私も人材育成という観点や、その他も含めて心配をしているところでございまして、質疑も出させてもらっていますが、現在休職されて

いる職員の方の人数は何人でしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えさせていただきます。

休職と病休というのが2つありまして、休職というのは、180日以上休んでくると、簡単に言えば給料表の8割まで給料が減額されて支給されるのです。参考までに申し上げれば、令和5年度中は、そういった者はいないという状況でございます。

令和4年度につきましては、事務局部局で心臓病の関係でそういった方が1名いたという状況です。病休と言われる180日以内の部分になりますけれども、令和5年度現段階で、事務局部局については実績としては4名おりました。内訳としては、公務災害が2人、私病、いわゆる病気で1名、あとメンタルということで、メンタルについては福祉部門の職員になりますけれども、1名病休を取らせていただいているという状況。

また、消防部局になりますけれども、消防部局につきましては私病の部分、病気、けがの部分、そちらは2人ということで、この2人については既に復職をしているという状況。あと、メンタルの部分で、これは消防職員になりますけれども、2名お休みをいただいているということで、まだこのお2人については職場復帰していないという状況でございます。

長くなりましたが、状況について御説明させていただきました。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 丁寧に説明を頂戴したわけでございますけれども、やはり職員の方々の休職ですとか、やむを得ない理由、事由によりまして、疾病以外で復職したくてもなかなかできないような状況もあるかと私も考えるのでございます。そちらも広域行政としまして、やはり皆さん方に長くきちんと職務を頑張っていただきたい、励んでいただきたいという思いが強いものですから、ある程度対応を、広域事務としても、消防としても、今後ともやっていただきたいと思っているわけでございます。

詳しくは後ほどの一般質問でやりますので、そこでもまた少し議論を深めたいと思っております。

また、説明、答弁の中に、降給措置としての想定は入っていたわけなのですが、いわゆるいろいろな事情によりまして、復職はされましたが、降給、降格になるようなケース、あるいは御自身のほうから例えば降格としていただきたいようなケース、こういった部分に関してもこれが適用されるということなのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

議員おただしのように、例えば本人の申出によって、降給、降格というものも適用されます。現に、本年度当初から、令和4年度中に本人からの申出があって、課長補佐職からワンランク下の係長職に降給させてほしいという申出があった事例もございます。

なお、そちらは、私も本籍が大崎市でございますから、大崎市でもかつてそういった事例が

あったということで、そちらを参考にしながら、当広域でもそういった対応にさせていただいたというところでございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 終わります。

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号大崎地域広域行政事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### 「日程第8 議案第25号 大崎地域広域行政事務組合火葬場条例の一部を改正する条例」

○議長（関 武徳君） 日程第8 議案第25号大崎地域広域行政事務組合火葬場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第25号大崎地域広域行政事務組合火葬場条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の6ページ及び条例の一部改正に関する資料3ページをお開き願います。

本議案につきましては、平成17年の組合統合から斎場使用料が据置きになっており、火葬に係る1体当たりの経費と斎場使用料の乖離が大きいことから、受益者負担の公平性を踏まえ、負担割合と改定上限率を考慮して、斎場使用料の改正を行うものであります。

以上、議案第25号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第25号大崎地域広域行政事務組合火葬場条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。

先ほど全協の場で説明されたのですけれども、もう少し早く説明されれば、これは質疑しなくてもよかったなと話をしていましたので、今後検討をぜひしていただきたいと思います。

ですから、改正する理由は分かりました。そして、なぜ使用料を値上げするのも了解しました。ただし、関係市町村以外の利用状況とかはどれぐらいだったのか、今までの状況をまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（関 武徳君） 坂本業務課長。

○業務課長（坂本 徹君） 業務課の坂本です。よろしくお願いたします。

まず、令和4年度の実績でございますが、管外の利用件数が240件です。管内が2,941件となります。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうしますと、管外の利用者が多ければ、そこをどんと上げればいいかなど。なぜかと申しますと、私たちが秋田市に斎場の視察に行ったときに、秋田市民は無料、市民以外は6万1,000円でした。これはいいなと思っていましたが、管外の利用者が240件では、これは駄目だなと今思ったのですけれども。やはりそういう検討はされたのかどうなのか。なぜかと申しますと、管内の利用者から、もう実際1万円を今まで取っているのだから値上げをしないで、管外の人を3万円ではなくて、6万円とか5万円とか取ることにして、管内の利用者の値上げをしなくてもいいようにできなかったのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 坂本業務課長。

○業務課長（坂本 徹君） 貴重な御意見ありがとうございます。

まず、うちのほうでも検討は行いました。といいますのは、今回料金改定させていただいた場合、当然金額、収入は上がるものですから、それを圏域外の住民の方のみ料金を改定いたしまして負担をしてもらうということで計算してみました。そういたしますと、15歳以上の人体火葬の場合でございますが、現在、圏域外は2万円ですが、これが3.5倍の7万円という設定になります。

斎場につきましては、市町境界付近の住民が、距離的に近いほかの斎場を利用することも多く、相互利用の観点から、近隣自治体が設定する使用料とのバランスを取る必要があるものと考えております。多くの近隣自治体では、圏域外住民の人体火葬使用料を3万円程度に設定しておりますことから、検討後、金額は近隣自治体と比較いたしましても、今回3万円になりますが、著しく高いものではないのかなと思っております。

このことから、今回の使用料改定に関しましては、近隣自治体も見ながら、その辺の balan

スも考慮して設定させていただいたと、検討を行ったということでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 了解しました。全協の話で大分ほとんど了解したのですけれども、やはりこのように検討されたのかどうなのかの確認だけでしたので、以上で終わります。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 私からも、議案第25号大崎地域広域行政事務組合火葬場条例の一部を改正する条例について質疑させていただきます。

先ほども、質疑の内容は、料金を改正する根拠についてということで、さきの全員協議会で説明されましたけれども、大崎市の場合は、2日ぐらい前にこういう資料が全部タブレットの中に入ってくるのです。そうすると、あまり聞くこともなくなってくるのですけれども、そういうのが、もし事前に今日の全協で説明された内容があれば私も助かるかなと思ったので、一言申し上げます。

今回の斎場使用料の改定理由については説明いただきました。平成17年の組合統合から斎場使用料が据置きとなって、1体当たりの経費と使用料の乖離が大きいということで、平成17年から今回初めての改正なのですけれども、その間、広域として、やはりずっと乖離があったと思うのですけれども、今回のこの説明資料を見ますと、1体当たり結構乖離があります。その辺のところ、組合としても何年頃からこのような乖離があって、このような値上げというのは、今回だけではなかったと思うのですが、検討したのはいつ頃ですか。

○議長（関 武徳君） 坂本業務課長。

○業務課長（坂本 徹君） お答えいたします。

料金1体当たりを計算しますと、使用料との離れがあるというのは前から気づいてはおりました。

ただ、やはり住民への負担を求めるという形ではなく、費用等も削減しながら何とかできないかと思っておりましたが、ここのところの物価の上昇もございまして、やはりこの辺は見直さなければならぬかなというところもございまして、今回、統合以来初めての改定とさせていただいたところでございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 火葬場の1体当たりの経費が3万6,466円ということでありますけれども、市民に対してこのように上げますということで、やはりしっかりとした数字があれば市民も納得いくと思うのです。

それで、ただ値上げですというのではなくて、1体当たり現在の経費が3万6,466円、これが受益者負担として50%なのだと。やはり市民から見て、なるほどこんなにかかるのか、それで私たちが今まで1万円払っていたのが今回1万5,000円になるのだなという、この

資料があれば市民の皆さんは納得すると思うのです。なので、その辺のところをしっかりと市民に周知するときに、やはりこの資料の大事さというのを私は訴えておきたいと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 坂本業務課長。

○業務課長（坂本 徹君） 貴重な御意見ありがとうございます。圏域住民の皆様には、納得していただけるような資料と、あと分かりやすい周知を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 終わります。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

2番佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 私も前段の横山議員と同様に、全協で質疑通告の内容につきましてはおおむね理解をしたつもりでございます。ただし、やはり広報という観点は非常に大事です。基礎自治体であります1市4町でございますけれども、広域行政でございますから、なおさら皆さん方と触れるという機会が少ない部分もありますから、理解促進、広報、普及活動というのは、非常に全ての点を通して大事なことだと思っております。

その資料の中にもあったのですが、斎場使用料改定に伴う収入の比較、見込みでございますけれども、1、200万円程度であるということございまして、かなりこういったものの収入が増えるということでございます。いわゆる現行に対して1.5倍という改定案でございますから、また周辺の他市、ほかの斎場等々の使用料と比べてもあまり変わらない額の設定ということもございまして、その辺のバランスということも考えて今回の改定案なのかなと考えてございます。

ちょっと確認したかったのですが、その区分で、特にその他という部分がございますけれども、その他というのと小動物の死体という部分がございますけれども、小動物の死体の範囲というのは、どこまでを小動物というのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 坂本業務課長。

○業務課長（坂本 徹君） お答えいたします。

まず、その他の区分については、例えば病院で切断をした腕とか、そういうものの部分的な火葬等がその他という部分になります。

それから、小動物ですけれども、最近、どこまでが小動物なのか迷うところも当然ございます。ただ、小動物の火葬につきましては加美斎場においてのみ行っておりますので、基本的に大きめの犬くらいで火葬炉に入る大きさまでの区分と組合としては考えているところでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） ちょっと理解を深めたいのですが、例えば私も先日の夕方、たまたま車で通行中に野生のカモシカに遭遇しまして、ちょっとびっくりしたのです。たまにはございますが、道路の保安パトロールをしている最中に、タヌキ、ハクビシン、猫、犬など、動物のいろんな死体がよくあるわけでございます。

そうしますと、保安パトロールあるいは通報によって、行政で撤収、撤去に伺うわけでございます。その後に段ボール等々に入れまして、小動物としてクリーンセンターにそれを出しているようなイメージがあるのですが、その辺の流れというのを広域のほうでつかんでいることがございましたならば、少し教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） 道路等の動物等の死骸につきましては、市道、町道であれば市町村のほうで組合のクリーンセンターに直接持ってきていただいて、焼却しているという状況であります。あと、県道、国道に関しましては、それぞれ維持管理の委託を受けている業者さん方がいますので、その方々が直接クリーンセンターに持ってきて焼却しているという状況でございます。

なお、大きなものと鹿やイノシシがあるわけなのですけれども、なかなかそういうのは袋に入れるというのは困難なものですから、そのままの状態で投入するという場合もあります。

あと、中央クリーンセンターにおきましては、小動物ということで、ペット等の火葬がありますので、それらについては特別に小動物焼却炉という炉がありますので、そちらで火葬していると。ただ、その場合、遺骨は持って帰れないということになります。あくまでも遺骨を持って帰る小動物につきましては、加美斎場ということになります。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 大型の野生動物について補足をさせていただきます。

カモシカにつきましては、国の天然記念物になっておりまして、これは生きていうちは環境省所管なのです。死んでしまったら、文化庁所管になるのです。それで、カモシカの場合は、死んでしまった場合は、例えばクリーンセンターに持ってきて焼却することはできません。天然記念物なので、ちゃんと処理の基準があります。分かりやすく説明すると、頭をタマネギネットのようなものくるんで、地下何メートル以下に埋設しなさいという基準があつて、その頭の上には玉石、栗石のようなものを乗せて埋設しなさいというような規定があつて、それに基づいて処理をしなければならないということです。イノシシなんかは持ってきていいのですけれども、天然記念物については持込みはできないということで御理解賜りたいと思います。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 随分詳しく答弁を頂戴したところでございましたけれども、今回私が目撃、遭遇したカモシカは生きていますので、そうすると環境省所管ということになるのでしょうか。なるほどという部分でございます。

日頃通行していますと、かなり動物が残念ながらはねられたという部分がございます、大変今分かりやすかったです。私としては、全てのクリーンセンターで段ボールを引き取って、そちらで焼却という記憶をしているものですから、中央クリーンセンターや加美斎場というお話を聞かせてもらったのですが、では指定されたクリーンセンターとか、斎場で焼却しているだけという部分で、それ以外は一切こういった動物の焼却はしていないということによろしいですか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） 組合ではクリーンセンターで焼却しているということで、あと一般の民間施設はありますけれども、組合側ではそちらについて何件あるかというのはちょっと分からない状況でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 民間のほうでペット斎場ということも当然あるわけでございます。そういったことの照会は、私のほうに実は来ることもありまして、民間ですから多少御紹介させていただくこともあるのですが、どのつながりも一切ありませんけれども、あるわけなのです。道路や公有地、私有地を問わず、やはり動物の遺体があった場合の疑問もあったものですから質疑をさせてもらったという部分でございました。

繰り返しますが、やはり使用料を上げるという部分につきましては、いろいろな誤解につながる場合も多々見受けられます。やはり1市4町全体に対する広域としての広報の在り方というのを示していただいて、根拠を各圏域市民の方々に対して分かりやすく理解しやすいものを見やすいものを作成していただきたいと考えておりますことを申し添えまして、私から質疑を終えさせてもらいます。

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑はないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

12番久勉議員。

○12番（久 勉君） 久です。

以前に、一般質問で、あまりにも管理費と使用料が乖離しているのでぜひ検討すべきということで提案申し上げましたけれども、今回やっとその第一歩を踏み出していただいたと思います。さっきの全協の資料の1番で、令和4年度の管理運営費が1億2,593万円、それに対して使用料は3,642万5,000円。8,951万1,000円が差引きとなって提示されましたけれども、この8,951万円というのは、結局は各市町の負担、真水のお金と言いますか、本来これが少なくなれば、子育て、あるいは教育とかの予算に回せるものですので、そういったことから考えて検討してくださいと申し上げてきました。

それで、5番にいろんな改定の具体的検討のやつがありまして、結果的に7番で収入の比較見込みだと、令和4年度の実績3,600万円から、改定した場合は4,849万4,000円と。ただ、この4,849万4,000円になっても1億2,500万円のまだ50%にもいかない金額なので、やはりこれは今後とも、2年後、3年後、毎年値上げというのもおかしい話ですので、やはり適宜検討していただいて、どの辺が適当かというのなかなか分かりにくいのですけれども、やはり市町の抱える真水のお金をできるだけ市町の負担にならないようにしていくべきではないかと思われまます。

それにしても、今まで検討もされなかったことを、やっとここに条例改正案として提案されたことに対しては賛意を表します。

以上です。（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） ただいまの12番久勉議員の討論でございますが、現行で申合せ等も含めまして、議運のほうでも、討論に対する議事進行というのは、この取決めはないところでございますので、いかなる討論も、これはするのは自由であるということでございます。

議会運営という観点から申し上げますと、まず討論というのは、賛成と反対の交互の原則があるということと、議案の番号と、賛成の見地と反対の見地からという討論の前提があるかと思っております。大変恐縮で、先輩にも私はおこがましい部分でございますが、議長の特段の配慮をしていただきまして、もしよろしければ久勉議員から、議案番号と議案名、なおかつその討論がどの見地から行われるものであるのかという部分を話していただいて、もう一度討論していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） ただいま、久勉議員に対しましての議事進行が、2番佐藤弘樹議員からございました。

久勉議員の討論、先ほど述べていただきましたけれども、この改正の方針、方向には賛成だということの討論内容だったと思うのでありますけれども、討論でありますから、通例は執行部原案に対します反対という見地から討論、そして賛成という手順になっていくわけでありますけれども、賛成ということではありましたけれども、その手順からしますと、私も聞いて執行部賛成という立場の意思表示ということだったのでありますけれども、質疑で本来そのことの意味表示をしていただければよかったのかなと、その思いであります。

それで、今、佐藤弘樹議員からも議事進行がございましたけれども、改めてということよりは、そのことの本来の手順という部分を改めて御理解いただいて、そのことで今後の議事運営等々の理解をしていただきたいと思うのでありますけれども、そのことでいかがでありますうか。久議員。（「分かりました」の声あり）ということではあります、よろしいですか。

（「了解」の声あり）

それでは進めます。

ただいま討論がございましたけれども、そのほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号大崎地域広域行政事務組合火葬場条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### 「日程第9 議案第26号 大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例」

○議長（関 武徳君） 日程第9 議案第26号大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第26号大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

お手元の議案書の7ページ及び条例の一部改正に関する資料の4ページをお開き願います。

このたびの改正につきましては、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準が、令和5年5月31日、総務省令の一部を改正し公布され、対象火気省令において規制する蓄電池設備に係る基準の見直しが図られたものであり、また新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めることといたしましたので、当組合火災予防条例で定める蓄電池設備の基準及び対象火気設備等の離隔距離を定めている別表第3について一部を改正するものであります。

以上、議案第26号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

2番佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） この第26号でございますけれども、非常に分かりにくい部分がございますので、私も読み込ませていただきました。いわゆる急速充電器という部分と、蓄電池の設備と

いう部分と、その他という部分に分かれてくるのかと思うのですが、これは消防庁を含めたそういった省令ですとか、あるいは今までの検証した結果等々から、今回の条例への反映、改正となっているのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 伊藤消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（伊藤一彦君） 今議員がおっしゃられたとおり、そのとおりでございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） いわゆる20キロワットという部分がございます。改正前ですと4,800アンペアという部分がございますが、今回その蓄電池の部分で第13条、20キロワットという部分がございます。最後のほうを見ますと、6ページには第44条の（13）で20キロワット時以下のものを除くという部分がございます。この辺の整理というのはどのようなお考えになって、今回の改正理由となっているのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 伊藤消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（伊藤一彦君） これまで検証いたしまして、蓄電池容量が20キロワット以下のものについては、火災の危険性が低いことから安全だということで、届出を要しないというものになったものでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 私もインターネットを使って少し調べてみたのです。おっしゃるとおり、やはりいろいろ検証した結果、これまで安全性が担保されているようだというデータに基づいて、各自治体でも順次条例改正をしているようなところを私も見させてもらったわけがございます。

続きまして、この条例改正の中、第13条の3項の部分でございます。火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除き、建築物から3メートル以上の距離を保たなければいけないというようなことでございまして、ただし不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りではないという部分でございますが、これは現状に即しているものなのでしょうか。

私がいろいろ各拝見させていただきますと、何十センチメートルですとか、細かい規定を取っているような自治体もあるやにちょっと私も調べさせてもらったのですが、大崎広域のこの条例改正案では、この第13条の3項をもちまして、おおむね皆さん方にも認知、認識いただけるというようなものでよろしいでしょうか。

○議長（関 武徳君） 伊藤消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（伊藤一彦君） この離隔距離については、検証した結果から導き出したもので、これまで火災予防条例には規定がなく、圏域内の部分でも木炭を燃料とした設備の飲食店等があることから、いずれも改正は必要であると考えているところでございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） ちょっと分かりにくいのですが、飲食店は分かるのですが、私が今お話ししたのは、いわゆるこの改正をすることによって、皆様方、現状がありますよね。その現状にとって、消防としてのメリットはあるでしょうけれども、一方では、いわゆるいずれ業務体系になってはいけないのです。その条例改正によって、きちんと火災予防上、守っていくということは分かるのですが、それが現状を踏まえたものなのかどうかという質疑に今回させていただいているのですが、その点は大丈夫なのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 伊藤消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（伊藤一彦君） これまでは厳しい基準でやって距離を取っていたものですが、今回、この改正に伴いまして緩和されたものでございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 初めからそのように答弁していただければよかったのかなと思うのですが、いわゆる緩和したのですね。基準値に対しまして、現状を踏まえて、検証上も恐らくいろいろ蓄電池や急速充電器等々設備がございますけれども、この安全性が実証、検証されていることから、今回の改正案をもちまして緩和することによって、現状に即したものに提案したいということによろしいですか。

○議長（関 武徳君） 伊藤消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（伊藤一彦君） 議員がおっしゃったとおりでございます。（「終わります」の声あり）

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。  
ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） これをもって質疑を終結いたします。  
これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。  
討論がなければ採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。  
これから議案第26号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第26号大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

「日程第10 議案第27号 令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算  
(第3号)」

○議長(関 武徳君) 日程第10 議案第27号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者(伊藤康志君) 議案第27号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)について説明申し上げます。

補正予算の主な内容は、職員の人事異動等に伴う人件費の増減補正、住民訴訟に係る訴訟事務委任業務委託料の増額補正、地域防災組織育成助成事業助成金を活用した備品購入費の増額補正、また、債務負担行為の追加補正を行うものであります。

議案書の10ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ304万8,000円を増額し、予算総額を111億7,125万7,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、11ページの第1表に掲載のとおりであります。

第2条は債務負担行為の補正で、12ページの第2表のとおり5件を追加するものであります。これは、令和6年度の履行に合わせて、令和5年度中の契約締結が必要となる業務について、それぞれ限度額を設定し予算の確保をお願いするものであります。

次に、令和5年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明申し上げます。

お手元の補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

8款1項繰越金は、前年度繰越金で、244万8,000円を増額補正するものであります。

9款2項雑入は、地域防災組織育成助成事業助成金を60万円の補正計上であります。

次に、歳出補正予算の主な内容について御説明いたします。

5ページ、6ページをお開き願います。

各款項目の職員人件費及び会計年度任用職員管理経費につきましては、職員の人事異動等に伴う調整でございますので、節ごとの内訳につきましては説明を省略させていただきます。

2款1項総務管理費は、職員人件費で、各節合計して307万7,000円を増額補正、一般管理経費で、農林業系廃棄物試験焼却の実施に対する住民訴訟の判決に伴う訴訟事務委任業務委託料として、100万9,000円を増額補正するものであります。

3款1項児童福祉費は、職員人件費で、25万7,000円を増額補正であります。

4款1項衛生管理費は、職員人件費で、各節合計して650万4,000円の減額補正であります。

4款3項清掃費は、ごみ処理施設管理運営費において、職員人件費で、各節合計して1,3

09万7,000円の減額補正、会計年度任用職員管理経費で、各節合計して1,006万円の増額補正であります。

7ページ、8ページをお開き願います。

4款3項清掃費のし尿処理施設管理運営費においては、職員人件費で、各節合計して610万円の増額補正であります。

5款1項消防費は、常備消防費で、職員人件費に係る526万3,000円の減額補正、地域防災組織育成助成事業助成金を活用し、講習会等での利用を目的とした防火防災訓練用資機材の備品購入費として60万円を増額補正するものであります。

6款1項教育総務費は、職員人件費で、各節合計して680万9,000円の増額補正であります。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ304万8,000円を増額し、令和5年度の予算総額は111億7,125万7,000円となりました。

以上、議案第27号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第27号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。

4款3項1目清掃費についてであります。職員人件費が1,300万円減額になっておりますが、その理由について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをさせていただきます。

こちらは令和5年度の当初予算の作成後、出来上がった後に、令和4年度中に退職者が発生したというものでございます。ちなみに退職者の内訳、内容といたしましては、健康上の理由で自己都合退職者が1名、勸奨退職者が3名というところです。勸奨退職は、私も権利があるのですけれども、50歳以上の職員が、いわゆる早期退職をすると特典として2%上乘せになってということで、退職金から年金からということになるのです。その勸奨者のうち2人が、たまたま私の同級生でございましたので、腹を割って話しました。そうしたところ、やはり人生長くなってきているので、この際考えると、子供も巣立っているし、第2の人生、こういったことをやりたいからということです。あと、民間に行けばもっと長く働けるとか、そういった事情もありました。もう1人は、お母さんの介護ということで、子供も手が離れたので、自分が働かなくてもということでやめられたという状況を確認しているところでございます。

そういったことで、人が退職してしまったので、そのやりくりで今回減額をさせていただいたということでございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 詳しく説明していただいてありがとうございました。

何人やめたのかと、年齢等、何年目の方なのかということは、ほとんど今説明を受けたような状況であります。50歳でやめると、体の都合でやめるのはいいと思うのですが、清掃業というのはやはり慣れた方じゃないとちょっと大変なのです。そういう点で、この2人が、人生長いから別のところで働くと、体もまだまだ元気な方ですよ。私が一番心配しているのは、今まで一気に4人とかやめたことは聞いたことがなかったのですけれども、今まであったでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをさせていただきます。

私に来て4年目になりますので、それ以前のことも調べました。それで、これまでは、広域で一気にこのような形で御退職されたという事例はございませんでしたが、これはタイミングもあると思うのです。お母さんのことであつたりとか、あともう一人、第2のステージということで、今、議員からは、ある意味職人ですからということなのではございますけれども、実は広域をやめて、広域がアウトソーシングをしている新中央クリーンセンター、これはDBOといってオペレーターの部分で、地元の企業体のほうに管理委託をしておりますけれども、実はそちらの企業に就職をして、広域で退職までより、もっと長く働きたいということで、そちらでオペレーターをして、広域の職員ではないけれども同じような仕事をしているという状況になってございます。

御懸念のことは分かるのですけれども、そういったタイミングの問題とか、そちらに募集があつたからそちらに行ったということなので、御理解賜ればと思います。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 募集があつてそちらへ行くようでは、こっちは魅力がないということだね。そうでしょう。だから私が心配しているのは、労務管理はどうだったのかなと、うんと心配しているのです。そういう状況で移るようなこと、私たちも労働者として働いていましたので、それが一番大事なのです。そこら辺はどうだったのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 私の不徳の致すところですよと言えばいいのですけれども、労務管理はしっかりしております、これは嫌になつたからやめたとか、そういうのではないです。実は私が定年延長で満期状態が65歳まで働ける第1号なのです。昭和42年生まれが、（「よかったね」の声あり）ええ。ただ、7割切られますけれどもね。ということで、そうすると65歳で終わってしまうのです。でも、民間に行けば、働けるうちは70歳ぐらいまで働けるということで、細く長くではないけれども、そうやっていくということで、募集があつたから今がチャンスだと思つて行かれたということなので、決して人間関係がどうのこうのとか、職場の労務管理がどうのこうのではないということなので、御理解を賜ればと思います。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 本当に詳しく分かりやすく、同級生だということで、腹を割って話したぐらいの中身で答弁いただいて、本当にありがとうございます。

最後ですけれども、会計年度任用職員ですけれども、やはり4人ぐらい入れたのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

実は、多分聞き取りの段階で、議員御懸念の部分が、そんなにやめて大変だったのではないかという部分だと思うのです。実は、これは施設の統廃合を、旧西部玉造クリーンセンターと新中央クリーンセンター、これはいずれも直営でやっていた部分です。これを統廃合しました。それで、ここの職員については、新しい施設については、さっき言ったDBOのオペレートの部分で、新中央クリーンセンターはアウトソーシングをしています。なので、ここの職員については、少し余力になっているのです。

令和6年度から、今長寿命化をやっています東部クリーンセンターがあるのですけれども、これが24時間運転になるのです。24時間運転になると、結局それだけスタッフの数が多くなる、必要になるということで、実は令和5年度については余剰配置をしていたということで、人員的には何とかやっていると。

ただ、一気に4人もやめたのでということで、正職者を1.0と見た場合、会計年度任用職員は0.5ぐらいでうちのほうで計算しているのですけれども、そういったことで、一気にやめるとちょっと負担が大きくなるのではないかということで、一応会計年度任用職員を補助的にとということで、3名の方を採用させていただいて、現在支障なく業務に当たらせていただいているところでございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 了解いたしました。

次に進みます。

5款1項1目消防費についてお伺いいたします。

これも職員人件費なのですけれども、526万3,000円減額になっておりますが、この理由についてお尋ねいたします。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） それでは、お答えいたします。

令和5年度の補正予算に関します説明書の8ページに記載の人員費の減額の内訳ということ です。

こちらにつきましては、常備消防費2節給料、職員給料ということで333万2,000円、2節職員手当ということで82万5,000円、4節の共済費で110万6,000円の減額補正という数字となっております。

今回の補正につきましては、令和5年度の当初予算の編成後に定年退職以外で退職いたしま

した5名分、こちらが3月31日付で退職が3名、9月30日付で退職が2名となっております。こちら及び勤務の延長1名ということで、こちらの人件費が反映されている状況となっております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） やはり退職以外で5名もやめたということでは、今までずっと5名、6名とか続いているよね。年齢はどのなのでしょう。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 今、年齢ということでしたが、令和4年度の3名につきましては、こちらは20代です。同じく令和5年度の2名、こちらについても同じく20代となっております。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 20代、貴重な職員ですよ。人材、消防だよ。本当に気概を持って入ってきたと思うのだけれども、これなのに全部20代で、その理由はどうだったのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 5名の退職理由ということでございますけれども、退職の申出を受けた際に聞き取った内容といたしましては、自らの希望する職種への転職という形となっております。若手職員の中では、使命感を持って高い理想を抱いて消防を目指して入ってきたという状況であります。現実としては、様々な訓練とか、災害発生時の現場活動、あとは現実的な事務事業などとギャップがあると感じている職員も少なからずいるという状況でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） やはり今、メンタルのいろんなこととかあるのですけれども、そういうことでの今の20代といったら大体、パワハラだ何だかんだと言われるからうちらも何だかんだと言えなくなってきたような状況です。そういう点では、信頼関係だというのだけれども、それでは駄目なのだと。相手がどう受けるかが問題なのだそうです。私たち議員もそういう研修を受けて、初めてそういうことが分かったりしているのです。そういう点では、そういうパワハラやメンタル、そういうことで悩んでやめたりとか、そういうこともあったのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） そこで、若手職員の中途退職の解消、あとは職員とのコミュニケーションを通しながら、風通しのよい職場づくりということ、今現状として実践しているという形で、さらには仕事や家庭での不安、悩みを聞き取るということで、そちらの解消に向けた意見交換を人材育成・活躍推進室で実施しているという状況でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 今までも人材のそういうところでやってきたのではないのか。やってき

ていて、これだけやめているのだよ。なぜ成果が出ないのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） すみません、成果という部分でございますけれども、いろいろな悩みとか、そういう部分については解消しながらやってはきているのですが、一番は、今お話しした部分以外に、やはり給料という部分もありまして、これがいかんせん対応できないという状況でございましたので、御理解いただければと思います。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） やはり人材育成だから、給料は市の職員と同じぐらいにやっけていかないと駄目かなと私もすごく昔から思っていました。だんだん上げてはきているのですが、頑張っ、そこら辺、管理者はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

給与につきましては、構成市町があつて、組合がございます。そういったことで、確かにラスパイレスを見た場合には、大崎市が断トツでございます。次いで、実は当組合が2番手なのです。申し訳ないですが、その下に4町がいらっしゃるという状況でございますので、決してラスパイレス的には低くないと認識しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（関 武徳君） 櫻井消防本部消防長。

○消防本部消防長（櫻井俊文君） ただいまの総務課長あるいは藤島事務局長の補足をさせていただくのであれば、やはり若手職員が給料だけではないというようなところでございます。これ以上、勤務年数を加えていくと、若手の新鮮な発想であったり、新しい感性であったり、本当にその取組でもっていろいろな成果を上げているというところは現状でございますが、何せこの5人のうち4人は同期で勤務年数が3年から4年というところでございます。聞き取りますと、消防を志望するときにも、次に進もうというようなところの業種と迷っていたというようなところもございますので、そういったところをしっかりと、今後も若手の立ち位置なり、方向性なりというものもアドバイスしながら、この大崎消防で輝ける職員の人材育成というものも努めてやっけてるところでございますので、引き続き御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 頑張っ、そのように若手職員の指導に力を注いでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（関 武徳君） 質疑の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（関 武徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

2番佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それでは、午前中に引き続きまして、議案第27号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）につきまして質疑をさせていただきます。

私からは1点でございます。その他の補正は、事前のヒアリング等々で理解ができましたので、3款2項1目一般管理経費100万9,000円という分でございます。

こちらが訴訟事務委任業務ということでの記載が委託料としてあるわけでございますけれども、今日の報告もあったわけでございますが、これまでの費用は、この委任費用が増えましてどれぐらいあるのかということと、あと今後の見込額、見込みがどうかという表現が難しい部分があるわけでございますけれども、この点いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

これまでの費用ということで、今回補正予算で弁護士先生の成功報酬の経費を上げさせていただいております。それも含めまして直接的な経費といたしましては1,177万3,033円ということになっております。訴訟につきましては、口頭弁論が20回、進行協議が7回、判決の言渡しで1回行っていますので、それらの経費ということになります。あと実際、その支出の部分で出ていった金額というのが、今回の裁判に伴いまして、環境省であったりとか、県、あとさらには弁護士先生で、進行協議もコロナ禍であったということもあって、リモートでやったことがあるのです。そのときには我々が、弁護士の事務所に、東京に行ってということで、そのような旅費もありますので、旅費の部分といたしましては135万円ほど要しております。それらが支出額ということになります。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） おおむね1,200万円弱ぐらい費用がかかってきていて、交通費等々で135万円であるという今答弁があったわけでございます。

今後、これが続くという部分であれば、見込額に対しても変動すると、もちろん加算されていくという部分ではないのかなと思うのです。これに伴いまして、職員の方々の業務で20回の口頭弁論ということもございますから、かなり大変な部分なのかなと思うのです。私は内容のことにつきましては、もちろんこれは裁判で争っている案件でございますから、ここで述べるものではないのですが、事実関係といたしまして、職員の方々がこちらのほうにかけていらっしゃるような労力ですとか、あるいはその人件費的なものですとか、概算ですとどういう感じなのでしょう。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

1 足す 1 は 2 のような感じで、しっかりした数字というのを申し上げることはなかなかできません。というのは、通常業務の中で、裁判の前にいろいろな提出物等の整理等を行ったり、そういったことがありますので、それが 1 人の職員ではなくて複数の職員に関わったりということもあります。大変申し訳ないのですが、金額で表現するのは難しいのかなと考えておりますので、御容赦賜ればと。ただ、いずれにしても、行政コストとしては、職員人件費についても相当な金額を要しているのではないかと考えているところでございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2 番（佐藤弘樹君） 一応参考までに、このほかに、例えばこれまでの裁判ですとか、あるいは現在係争中という案件はありますか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 私も今回の裁判に当たりまして、過去に広域がこういった裁判のように至った経緯等を調べましたけれども、調べた限りはそういったものはございませんでしたし、現在も当組合としては、係争についてはこれ 1 件ということになります。

先ほど、1 回目の答弁で私は言い忘れたのですけれども、10 月 4 日に一応判決が出まして、この時点であれば被告も原告もノーサイドとなるはずなのですけれども、10 月 16 日に控訴されたということで、改めてその経費ということで、今後、予備費なり、もしかしたら専決等で予算を取って、弁護士に改めてその契約を締結させていただいて、今見積りを取っている最中なのですけれども、多分、それらの経費につきましては、300 万円ぐらい最低でも直接的経費としては要するのではないかと考えているところでございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2 番（佐藤弘樹君） ということは、今次定例会に補正計上されてございます 100 万 9,000 円の訴訟事務委任業務につきましては、10 月 4 日を見越したときの、これまでの弁護士さんに対する成果報酬といたしまししょうか、実績報酬といたしまししょうか、そういったものの扱いなのですね。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 今回、10 月 4 日までの分ということで考えれば、まず着手金として、今回の成功報酬とほぼ同額程度のお支払いをしていて、あと今回勝訴したということでございますので成功報酬を今回の補正額で、その間の経費というのは、実費ということで、1 回当たり弁護士先生のほうに来たり行ったりしていただくと、交通費は別としても、最低でも 1 人 5 万円はかかってしまうというところでございますので、その積み重ねと、あと打合せ等もありますので、御理解賜ればと思います。（「終わります」の声あり）

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 「日程第11 議案第28号 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について」

○議長（関 武徳君） 日程第11 議案第28号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第28号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

お手元の令和4年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。

一般会計の収入済額は87億1,633万7,152円、支出済額は83億9,152万3,161円で、歳入歳出差引残額は3億2,481万3,991円の黒字決算となっております。このうち1億5,000万円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金に繰り入れし、残りの1億7,481万3,991円は翌年度に繰越しをいたしております。構成市町の厳しい財政状況を踏まえ、引き続き効率的な共同処理事務に努め、圏域住民皆様方の安全・安心のため、事務事業を遂行してまいります。

以上、令和4年度の決算概要につきまして御説明申し上げましたが、監査委員から決算審査意見書が提出されておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。

なお、会計管理者から補足説明をいただきますので、何とぞ御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） 次に、会計管理者から補足説明を求めます。

齋藤会計管理者。

○会計管理者（齋藤 満君） 私からは、議案第28号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計の歳入歳出決算につきまして、補足して概要の説明を申し上げます。

お手持ちの一般会計歳入歳出決算書の12ページ、13ページを御覧願います。

初めに、一般会計の歳入の主な内容について説明を申し上げます。

1款分担金及び負担金は、収入済額が62億7,707万5,800円で、主な収入は1項1目の市町負担金62億7,552万1,000円となっております。

2款使用料及び手数料は、収入済額が3億7,763万2,665円で、主な収入は1項1目の衛生使用料3,696万84円、2項1目の衛生手数料3億2,831万8,700円となっております。なお、収入未済額の116万490円につきましては平成21年度分のじんかい処理手数料で、令和4年度は1万4,000円の納入となっております。

14ページ、15ページを御覧願います。

3款国庫支出金は、収入済額が4,307万7,986円で、主な収入は1項1目の衛生費国庫補助金4,210万3,986円となっております。

4款県支出金は、収入済額が2,405万2,515円で、主な収入は1項1目の消防費県負担金1,419万4,943円となっております。

5款財産収入は、収入済額が2,465万8,681円で、主な収入は1項1目の利子及び配当金1,602万5,361円となっております。

16ページ、17ページを御覧願います。

6款寄附金は、収入済額が40万円で、内訳としては福祉寄附金3件となっております。

7款繰入金は、収入済額が9億9,930万7,000円で、1項1目の財政調整基金繰入金9,930万7,000円、同項2目の大崎ふるさとづくり基金繰入金9億円となっております。なお、大崎ふるさとづくり基金につきましては、新斎場整備基金の財源として取崩しをしております。

8款繰越金は収入済額が3,734万1,412円で、うち事故繰越に伴う繰越しは440万円であります。

9款諸収入は、収入済額が5億159万1,093円で、主な収入は2項1目の雑入5億157万8,206円で、内訳として、指定ごみ袋売払料、熱回収施設売電収入などとなっております。

10款組合債は、収入済額が4億3,120万円で、主に西地区熱回収施設整備事業、消防救急無線更新に係るものであります。

これらの結果、16ページ、17ページの一番下の欄でございますが、歳入合計は、収入済額が87億1,633万7,152円で、予算現額に対し96.56%、調定額に対して99.99%の収入率となっております。

次に、一般会計の歳出の主な内容について御説明申し上げます。

決算書の18ページ, 19ページを御覧願います。

1款議会費は, 支出済額が2,020万7,666円であります。

2款総務費は, 支出済額が2億9,848万4,291円で, 主な支出は1項1目の一般管理費2億6,129万2,855円, 20ページ, 21ページの3項1目の監査委員費1,074万6,148円, 4項1目の自治振興費1,289万8,232円であります。

22ページ, 23ページを御覧願います。

3款民生費は, 支出済額が1億4,483万3,244円であります。

4款衛生費は, 支出済額が45億9,707万381円で, 主な支出は, 24ページ, 25ページの2項1目斎場管理運営費2億708万4,350円, 同項2目の新斎場整備基金費9億円, 3項1目のごみ処理施設管理運営費2億5,612万6,236円, 26ページ, 27ページの同項2目し尿処理施設管理運営費9億3,219万82円などあります。

22ページ, 23ページにお戻りください。

繰越明許費は, 熱回収施設等整備事業, し尿処理施設管理運営費などで, 4億9,656万3,000円, 事故繰越は古川斎場空調設備修繕費及び大日向クリーンパーク施設周辺環境整備工事負担金に伴うもので, 992万5,300円あります。

28ページ, 29ページを御覧願います。

5款消防費は, 支出済額が26億9,035万8,926円で, 1項1目の常備消防費が25億2,786万3,026円, 2目の消防施設費が1億6,249万5,900円あります。また, 繰越明許費は消防施設費備品購入費4,317万5,000円あります。

6款教育費は, 支出済額が1億3,989万4,584で, 1項教育総務費7,203万6,548円, 2項社会教育費6,785万8,036円あります。

32ページ, 33ページを御覧願います。

7款公債費は, 支出済額が5億67万4,069円あります。

これらの結果, 歳出合計は, 支出済額が83億9,152万3,161円で, 不用額は8,521万1,539円で, 予算現額に対します執行率は92.97%となっております。

次に, 議案第28号関係資料令和5年10月23日差し替え資料を御覧願います。

令和4年度一般会計決算比較表の歳入歳出の主な内容について御説明申し上げます。

初めに, 1ページ, 2ページの歳入を御覧願います。

1款分担金及び負担金は, 前年度と比較し, 震災復興特別交付税負担金の減などにより, 28億4,051万9,637円, 31.15%の減となっております。

2款使用料及び手数料は, 前年度と比較し, 斎場使用料の増, じんかい処理手数料の減などにより, 287万1,839円, 0.77%の増となっております。

3款国庫支出金は, 前年度と比較し, 循環型社会形成推進交付金の減などにより, 15億2,540万5,610円, 97.25%の減となっております。

4款県支出金は, 前年度と比較し, 市町村振興総合補助金の増などにより281万5,71

0円、13.26%の増となっております。

5款財産収入は、前年度と比較し、物品売払収入の増などにより653万3,052円、36.04%の増となっております。

6款寄附金は、前年度と比較し、福祉寄附金の増により20万円、100%の増となっております。

7款繰入金は、前年度と比較し、大崎ふるさとづくり基金繰入金の増により8億6,304万9,000円、633.39%の増となっております。

8款繰越金は、前年度と比較し、前年度繰越金で1,261万4,093円、51.01%の増となっております。

9款諸収入は、前年度と比較し、熱回収施設売電収入1億5,744万6,962円、日本容器包装リサイクル協会拠出金1,642万5,116円の増などにより、1億9,293万6,434円、62.51%の増となっております。

10款組合債は、前年度と比較し、衛生施設整備事業債の減などにより、4億3,790万円、50.39%の減となっております。

これらの結果、歳入合計は前年度と比較し37億2,280万5,119円、29.93%の減となっております。

次に、3ページ、4ページの歳出を御覧願います。

1款議会費は、議会費の増により、前年度と比較し101万767円、5.27%の増となっております。

2款総務費は、総務管理費一般管理経費及び財政調整基金の増などにより、前年度と比較し、総務費全体では4,607万6,118円、18.25%の増となっております。

3款民生費は、児童福祉施設運営費の減により、前年度と比較し5万2,456円、0.04%の減となっております。

4款衛生費は、西地区熱回収施設整備運営事業建設工事費の減などにより、前年度と比較し、衛生費全体では41億3,917万1,786円、47.38%の減となっております。

5款消防費は、消防施設費で、消防車両購入費の増などにより、前年度と比較し、消防費全体では9,625万652円、3.71%の増となっております。

6款教育費は、人件費、需用費などの増により、前年度と比較し、教育費全体で428万2,980円、3.16%の増となっております。

7款公債費は、新リサイクルセンター建設工事、消防車両購入に係る地方債元金償還開始などに伴い、前年度と比較し5,132万6,027円、11.42%の増となっております。

これらの結果、歳出合計は、前年度と比較し39億4,027万7,698円、31.95%の減となっております。

次に、一般会計の実質収支等について説明を申し上げます。

議案第28号関係資料の3ページ、4ページを御覧願います。

一般会計の歳入歳出差引額は3億2,481万3,991円で、翌年度へ繰り越すべき財源は1億4,062万5,300円、このうち繰越明許費繰越額は1億3,070万円、事故繰越繰越額は992万5,300円となっております。実質収支額が1億8,418万8,691円で、このうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れ額は1億5,000万円となっております。

以上、一般会計の歳入歳出決算の概要について説明を申し上げましたが、詳細につきましては、歳入歳出決算書、財産に関する調書、主要施策の成果に関する説明書及び監査委員より提出されました決算審査意見書などを御参照願います。何とぞ御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、補足説明とさせていただきます。

○議長（関 武徳君） 続いて、監査委員から審査意見の報告を求めます。

佐々木監査委員。

○監査委員（佐々木富夫君） それでは、監査委員を代表しまして、令和4年度決算審査の結果につきまして、その概要を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、管理者から審査に付されました令和4年度一般会計歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、会計管理者所管の歳入歳出簿、その他関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、収入支出の合法性、財産管理の適正性等の確認を行い、例月現金出納検査、定期監査の結果を参考にするとともに、関係職員から説明を聴取するなどして、詳細に審査を実施し、9月1日に審査が終了いたしております。

それでは、一般会計の総括を申し上げます。

お手元の決算審査意見書の2ページ上段の一般会計歳入歳出決算総覧の表を御覧願います。

歳入総額は87億1,633万7,152円、歳出総額は83億9,152万3,161円で、歳入歳出差引残額は3億2,481万3,991円となっております。

次に、一般会計の概要を申し上げます。2ページ下段の表、令和4年度の欄を御覧願います。差引残額3億2,481万3,991円から翌年度へ繰り越すべき財源1億4,062万5,300円を差し引いた1億8,418万8,691円が実質収支額でありまして、うち1億5,000万円を財政調整基金に繰り入れております。

次に、歳入について申し上げます。3ページ上段の表を御覧願います。

予算現額90億2,639万8,000円に対しまして、収入済額は87億1,633万7,152円で、予算現額に対する収入率は96.56%、調定額に対して99.99%となっております。

収入未済額は116万490円で、前年度より1万4,000円減少しております。収入未済額の内訳につきましては、5ページ、第2款使用料及び手数料のじんかい処理手数料で、過年度分のごみ焼却処理料であります。過年度分の未収金について、定期監査において担当課から聴取を行ったところ、担当課における徴収努力が認められるものの、徴収の困難性がうかが

えます。新たな未収金が発生することのないように、適正な債権管理に努めることを望むものであります。

各款の歳入状況につきましては、3ページから9ページ及び審査資料の18、19ページに記載しておりますので、詳細については省略させていただきます。

次に、歳出について申し上げます。10ページ上段の表を御覧願います。

予算現額90億2,639万8,000円に対しまして、支出済額は83億9,152万3,161円で、翌年度への繰越額5億4,966万3,300円を差し引いた8,521万1,539円が不用額で、予算現額に対する執行率は92.97%となっております。

歳出決算額を款別に見ますと、最も多くの割合を占めているのが12ページの第4款衛生費45億9,707万381円で、歳出決算総額に占める割合は54.78%でございます。次に、13ページの第5款消防費26億9,035万8,926円、32.06%の順となっております。その他、各款の歳出状況につきましては、10ページから14ページ及び審査資料の18ページから25ページに記載しておりますので、ここでの詳細については省略させていただきます。

次に、財産に関する調書について申し上げます。15ページを御覧願います。

公有財産の年度末現在高は、土地につきましては前年度より9,379.76平方メートル増加し、70万1,869.48平方メートルとなっております。増加した内容は、大崎広域新斎場整備事業に伴う道路用地の取得によるものであります。また、面積の増減はありませんが、西部玉造クリーンセンター等の用途廃止に伴う行政財産から普通財産への管理替えが行われました。

建物につきましては、前年度より9,039.74平方メートル増加し、6万9,074.25平方メートルとなっております。増加した内容は、中央クリーンセンターの新築及び涌谷斎場控室の増築によるものであります。また、土地と同様、西部玉造クリーンセンターなどの用途廃止に伴う行政財産から普通財産への管理替えが行われました。

無体財産権につきましては増減はなく、商標権が3件となっております。

また、50万円以上の重要物品の増減内訳につきましては、決算書の財産調書に記載のとおり、無線装置等15機、救急機器等7機、救助機器等1機、視聴覚教材1本が増加し、車両5台、その他機器など1機が減少し、年度末における重要物品の合計が263品で、前年度より18品増加しております。

なお、定期監査において確認したところ、これらの維持管理につきましては良好であると認めるものであります。

次に、各基金の運用状況について申し上げます。15、16ページを御覧ください。

財政調整基金、大崎ふるさとづくり基金、大崎広域新斎場整備基金の運用状況は、16ページの表のとおりでございます。基金全体の年度中増減高は5,452万6,000円減少し、年度末における基金総額は40億1,784万9,162円となっております。当年度は、大

崎広域新斎場整備事業の基金に充てるため、大崎広域新斎場整備基金の新設により9億円が積み立てられ、その財源は大崎ふるさとづくり基金を取り崩して充てられたものであります。基金は、現金預金及び確実かつ有利な有価証券により適正に管理運用されていると認められ、今後も、より安全でかつ効率的な運用を望むものであります。

結びとして、特に17ページ下段に記載をいたしました。これから新斎場建設や廃棄物処理施設の建設・延命化などの大型事業が控えております。あわせて、物価上昇に伴うさらなる歳出の増加も見込まれ、中長期的な視点に立った計画的な事業運営が求められているところであります。

また、構成市町においても、人口減少、少子高齢化や社会情勢の変化に伴い、財政状況はますます厳しくなっていくことが予想されます。

当年度は、大崎広域新斎場整備事業に伴い、大崎広域新斎場整備基金を新設しました。また、衛生施設において、使用頻度の低い車両の見直し整理を行い、不要となった車両を売却し、863万1,820円の財産売払収入を得ております。歳入における市町負担金の比率が7割を超える状況を踏まえ、国県支出金や、このような自主財源の確保に努め、財政計画に基づき、最少の経費で最大の効果を上げながら、共同処理事務の責務を果たしていくよう望むものであります。

今後とも、構成市町との連携を深めながら、より一層の経済性、効率性、有効性に留意した適正な事業運営により、さらなる圏域住民の福祉の向上と発展に向け、尽力されることを期待するものであります。

以上、令和4年度一般会計決算審査の概要について申し上げましたが、審査の結果、決算書及び財産に関する調書などの計数について関係諸帳簿と照合した結果、正確であり、予算額、繰越額につきましては議決額と一致し、予算執行などの事務処理につきましても適正に処理されていると認めるものであります。

その他、審査意見の詳細につきましては、お手元の審査意見書により御理解を賜りますようお願いを申し上げ、審査意見の報告といたします。

私のほうからは以上でございます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第28号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について質疑をさせていただきます。

主要施策の成果に関する説明書、21ページ、農林業系汚染廃棄物処理事業。定期的に放射能濃度を測定した結果の空間放射線量の測定値はどうであったのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） ただいま空間線量の測定値はどうだったのかということですが、まず農林業系汚染廃棄物焼却に関しましては、市町で測定している搬入車両の空間線量、組合で測定している灰運搬車両の空間線量、あとは敷地境界の空間線量、プラットホームの空間線量、敷地境界敷地内の空間線量を測定しておりますが、全ての焼却施設周辺では、基準値の0.23マイクロシーベルト、さらには、最終処分場においては基準値の0.15マイクロシーベルトを下回っております。

なお、環境省のほうで設置しておりますモニタリングポストにおいても、空間線量は全て基準値以内でございました。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 基準値以内ですけれども、具体的に最大値はどれぐらいかと、令和4年度、上がっているところがあれば示していただきたいと思います。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） 空間線量のモニタリングポスト等ですけれども、特段高くなっているところはありません。中央クリーンセンターにおいては、最小値が0.024マイクロシーベルト、最大で0.09マイクロシーベルト。東部クリーンセンターにおいては、令和4年度で、最小は0.03マイクロシーベルト、最大で0.102マイクロシーベルトでございました。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 今、中央クリーンセンターと東部のクリーンセンターのところが、ほかのところと比べて、ほかは0.3から4ぐらいがほとんどモニタリング空間線量なのですけれども、そのところが上がっているというのはどういう要因なのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） 特段、中央クリーンセンター、東部クリーンセンターで上がっているという状況ではございません。周辺のモニタリングポストでも同様の数値が現れておりますので、焼却施設周辺だけが高いというわけではございません。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 大崎にしてみれば、総合支所のところにモニタリングポストがあるのだけれども、そこら辺を見ますと中央クリーンセンターが高いわけです。0.08ぐらい、7から8ぐらいなのですけれども、それはなぜなのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） 大崎市で全ての総合支所にあるというのは、ちょっと私はお伺いしていないのですけれども、総合支所で測っているというのは、多分大崎市の本庁で測っているのは、各総合支所も同じだと思うのですけれども、1日に1回、手動の簡易測定をしているというはお伺いしております。組合では、比較する場合には、環境省で設置しているモニタリングポストでございますので、そこはちょっとそごがあるのかなと思います。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） これは大崎タイムスとか、大崎市の広報によりますと、そのように、大崎の本庁舎のところが0.06とか0.07とあるのですけれども、そこら辺はこちらとは差異があるということなのですか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） 先ほどもお話ししましたが、本庁で測定しているのは、大崎市役所で手動で1日に1回測定している。組合で測定しているモニタリングポストにつきましては、自動測定で、10分間に1回測定しているような機器でございます。自動測定でございます。

大崎市のほうが高くなっているのではないかということなのではございますけれども、まず大崎市のほうでは、多分、旧庁舎で測っているのと、新庁舎になってからの測定場所がまず違うということが一つあるのかなとは思っています。あと建物などの遮蔽物とか、そういう測定環境が若干影響しているのではないかなと思っております。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 測定場所といってもすぐ近くなのね。そんなに差があるわけではないと思うのです。そこら辺では、やはりクリーンセンターの近くのところが上がってきている、基準値内だけでも上がってきているというのは、すごく拡散しているのではないかという心配もありますので、そこら辺は拡散していると思っはいいいのですか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） 繰り返しになりますが、組合で測定しているモニタリングポストにつきましては、令和2年度から令和4年度の空間線量の平均なのではございますけれども、中央クリーンセンターにおいては、令和2年度が0.054マイクロシーベルト、令和4年度の平均が0.051マイクロシーベルトと、徐々にではあります、平均で0.003マイクロシーベルト下がっている状況でございます。

このモニタリングポストを設置している組合の施設においては、旧玉造クリーンセンター、東部クリーンセンターにおいても同様の傾向があります。決して上がっているという状況ではございません。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 次、今回の農林業系の予算が790万円減額になっているのですけれども、その要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） 減額になっている理由につきましては、入札による請け差、あとは焼却日数の変更等、そういう部分で790万円ほど減額になっている状況でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 了解しました。次に進みます。

22ページ、救急出動状況についてお伺いいたします。令和4年度中に救急出動件数9,921件、昨年より793件増のまず内訳及び一次、二次の受入れ状況はどうだったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） お答えいたします。

議員おただしの一次、二次の收容先でございます。全搬送人員は8,722人、そのうち大崎管内の一次医療機関への搬送人員は918人で全体の10%、同じく二次救急医療機関への搬送人員は2,121人で全体の約24%を占めているところでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 受入れ状況で、苦情とかトラブルなんかはなかったのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） もちろん患者様のほうからは近くの病院という要望等もございます。例えば休日当番医であったり、その受入れ先の受入れ状況、さらには患者の状態に合わせた病院の手配、そういったところで病院を選択していきますので、どうしても傷病者の方の要望にお応えできないときもございます。ただ、そこはしっかりと家族の方への説明、本人への説明をしながら病院搬送しているところでございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 今の近くの病院ということは、休日の場合は一次で断られて、同じ一次で内科ということになると、大崎管内だと鹿島台とか、そういうところに運ばれている状況です。古川の人が鹿島台に運ばれるというのを、現に私も直接そういう目に遭ったのですけれども、やはりそれは家族にとってはすごく大変なことで、迎えに行くのも高齢者の人は鹿島台までタクシーで行ったりしています。やはり古川だったら古川で診てもらえるような、そういう体制をつくっていかなくては駄目なのではないかと思えます。実際、何件ぐらいありましたか。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） 統計的には、その分は取っていないわけなのですが、傷病者の搬送される方には、しっかりとその辺は、病院手配の仕組み、そういったところも御理解いただいて搬送しているところでございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 大崎市ではそういうことがないように、北部の圏域のところでもそういう提案をしていくということは答弁いただいていますので、そこに救急隊の人たちとか、必要な人たちが入っていただきたいなと思えます。入っていないと、なかなかそういう声が届かないのではないかと思いますので、そういうことはどのようにしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） 今、議員おただしの部分は、私のほうもそういった部分は必要かと思えます。現時点では、大崎市民病院救命センター等々と、しっかりその辺はやり取りをさせていただきながら意見交換をさせていただいているという状況でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） なるたけ市民病院の救急センターのところで診てもらえばと思いますが、市民病院、どれぐらい診ていますか。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） 先ほどの統計の逆算になるのですが、令和4年中における三次救急医療機関というところに当てはまりますけれども、大崎市民病院の本院と救命救急センターを合わせて約58%ほどの収容となっております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 今回、搬送の中で、コロナ感染者陽性の方や熱中症の方はどれぐらいいらっしゃったのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） 令和4年の分でお答えさせていただきます。令和4年中の新型コロナウイルス感染症に係る搬送人員につきましては344人、さらに令和4年中の熱中症に係る搬送人員は123名でございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そういった中で、救急隊員の方がコロナ感染になったという方はいらっしゃったのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） 議員御理解されているとおり、救急隊は出動のときから感染対策を一年中、今年5月に5類になって以降も感染対策をしっかりとしながら出動している状況でございます。直接的なうつったかうつらないかというところは、直接的な部分というのはなかったと認識しておりますが、ただどうしても正確な感染というのはちょっと分かりませんので、今のところは影響のない活動をしっかりとしているところでございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 5類になってからも増えてきている中で、救急隊員の方が感染予防対策がっちりやっているので、本当に私も感心しています。

次に、消防隊員と救急隊員がPA連携した救急活動の中で、涌谷町と美里町がそれぞれ1減の理由について伺います。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） お答えいたします。

このPA連携につきましては、その地域の救急車が出動中に、その地域で心肺停止された患者が発生した場合に、近くの消防署の消防隊が出動して、救急車が到着するまで心肺蘇生措置を行うということになります。

このPA連携は、先ほど言ったその地域の救急車が不在となった際に、救急対応の空白を埋める取組でありますので、令和4年に涌谷町のPA連携が1件もなかったというところにつきましては、救急車の空白の時間が少なかったというところになろうかと思えます。

このように、本来であれば毎年ゼロという数字が一番、救急車が必ず行っているという状況になりますので、議員御心配される空白の時間ゼロを目指せるように、救急車の適正利用というところも含めまして、しっかりと対応していきたいと思っております。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 了解しました。

次に進みます。

救急救命士の養成についてお伺いいたします。有資格者の救急救命士が61名配置されています。救急出動件数が今回1万件近くということで、令和4年も九千幾らということだったので、すごく心配したのですけれども、大丈夫だったのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） お答えいたします。

令和4年の救急救命士の有資格者61名の配置というところでございますが、令和4年度は救急車11台を運用しております。そして、3部制勤務となりますので、救急隊は全部で33隊ということになります。61名の救命士ということで、消防本部等で勤務する実働外の救命士もおりますが、各隊、33隊には1名ずつ以上の救命士が乗車しているという状況でございます。また、3分の1ぐらいの隊が2名の救命士の体制を取っているというところになってきております。

もちろん以前と比べまして、毎年度計画的な救命士の養成、充実を図ってまいりました。救命士につきましては、その精神的な負担、さらには心理的な負担というところもございまして、複数乗車を目指しながらやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 特に、女性の救急救命士は今何人いらっしゃって、今後どのように募集して手だてを取ろうとしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） お答えいたします。

女性救命士の数、従事している者につきましては、今現在4名おります。資格を有しているものがもう1名おまして、今、その職員については消防学校に入校しております。そちらが戻ってきて必要な研修等が終わりましたら、1名増える見込みという形になっております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 実際には何名までということで決めていましたよね。そこら辺の目標みたいなことが女性救命士についてはあったのではなかったでしょうか。

○議長（関 武徳君） 櫻井消防本部消防長。

○消防本部消防長（櫻井俊文君） お答えいたします。

議員には、日頃から救急活動はじめ、慰労であったり、激励であったりというお言葉を頂戴いたしましてありがとうございます。

ただいま女性の職員の採用も含めてでございますけれども、令和8年度まで5%目標で当消防本部は動いております。これは、国の目標数値に準拠した部分でございますので、現在消防学校で教育中の女性職員も含めると13名ということで、4%弱ということになります。

今年度も受験者に女性の方もいらっしゃるものですから、ぜひそういった女性であったり、優秀な職員を採用いたしながら、そういった女性が活躍できる職場についても、今後とも推進してまいりたいと考えてございますので、どうぞ御支援よろしくをお願いいたします。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 5%までもう近づいているという状況なので、そのように頑張っていたきたいと思います。

次に進みます。

気管挿管認定者31名が、実際に気管挿管を実施した事例はどれぐらいあったのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） お答えいたします。

気管挿管認定者31名の実施した件数でございます。令和4年につきましては2件、これまで1桁台ということになります。

この気管挿管につきましては、医療行為と同じく、高度な手技となっております。これにつきましては、病院の医師と連絡を取り合いながら、医師の指示によりまして実施すると。また、その適用症例というのも限られておりますので、この件数、令和4年度であれば2件にとどまっているところでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 研修ですけれども、市民病院のほうで研修を毎年2名ずつやっているのですけれども、これは令和4年度も2名でそういう研修をなさったのか。61名のうちどれぐらいまで研修されて、あとどれぐらい残っていらっしゃるのでしょうか。これは、ドクターが乗っていればいいのですけれども、緊急のときにはドクターも乗っていないのがほとんどですから必要なのです。今、大崎救急はドクターは同乗していませんので、そこら辺をお伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） 気管挿管の市民病院での研修ということのお答えをさせていただきます。

今、議員御存じのとおり、この気管挿管の認定を受けるまでには、30症例の成功事例が必要になってきます。約1か月前後、早くても1か月ぐらい、遅くてももう少しかかるということになります。

また、当大崎消防本部だけではなく、ほかの近隣の消防本部の救命士さん方も、大崎市民病院に研修に来てまいります。一気に増員ということがなかなか難しい状況になっておりまして、例年1人ないし2人というところで、順次増やしていくところになりますので、できるだけ多い人数に尽きることはないのですが、なかなかその研修体制、受入れ体制というところで、一気に全員とはならないところでございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 最後になりますけれども、救急救命士の方たちは本当に市民の命を守っていただいて、事故、そういう大きいトラブルもなく令和4年度を進めたことには心から感謝申し上げます、質疑を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 議案第28号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について質疑させていただきます。

まず、4款3項3目農林業系廃棄物の焼却処理事業についてお尋ねしますけれども、この事業の成果と課題についてお尋ねいたします。

○議長（関 武徳君） 坂本業務課長。

○業務課長（坂本 徹君） お答えいたします。

まず、成果といたしましては、農林業系汚染廃棄物の焼却処理の実績につきましては、令和2年度の開始から令和5年9月末現在で、1,796.65トンの処理を実施しております。対象数量が3,590トンでありますことから、進捗率につきましては約50%と、計画どおり順調に処理を行っております。

また、焼却処理期間中の全ての測定結果が基準値以内でありましたことから、問題なく処理ができているものと捉えてございます。これが成果だと捉えているところでございます。

課題につきましては、今、成果の部分でも申し上げましたとおり順調に処理が進んでおりますことから、現在大きな課題はないものと捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 課題はないということで、これは本当に順調にしている証拠だと思って

おりますけれども、令和4年度の決算の実績を見ますと、大崎市、涌谷町、美里町で合計で569.77トンということがございますけれども、大崎市、涌谷町、美里町、この残量は今のぐらいあるのか、お聞かせ願います。

○議長（関 武徳君） 坂本業務課長。

○業務課長（坂本 徹君） お答えいたします。

9月末までの実績も上乘せした形での残量で御回答させていただきますが、9月末現在ですが、全体で残量が1,793.35トンになります。市町別で申し上げますと、大崎市が1,412.45トン、涌谷町が167.19トン、美里町が213.71トンでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 今、残量を発表していただきました。令和8年度で全部焼却ということで、先に涌谷町や美里町を終わらせるとか、そういうのではなくて、大崎市何%というような形で搬入して処理されるのでしょうか。その辺についてお尋ねします。

○議長（関 武徳君） 坂本業務課長。

○業務課長（坂本 徹君） お答えいたします。

処理については、市町のほうで当初年間の処理量をいただきまして、濃度によって搬入量が変わってきますので、必ずしも均一ではないというところはございます。ただ、組合としてはなるべく同じように終わるように処理を進めたいとは考えているところでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） ありがとうございます。

それから、搬入者の健康診断ということで、かなり気を遣いながらしていますが、その辺のところの結果的には何か放射能の被害があったとか、そういうような報告はないのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 坂本業務課長。

○業務課長（坂本 徹君） 何かあったというのは、今のところ何も聞いていなくて順調です。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 令和8年度まで、しっかりと計画どおり今進められているということでございますので、そのとおり順調に進めていただきたいと思います。

それで、搬入された市民、町民の声というのは、搬入されたときに、多分その場所の方、市民とか町民の方に何かやはり言われると思うのです。東日本大震災から約12年もたつわけありますので。その辺の声というのは、どのように聞いておりますか。

○議長（関 武徳君） 坂本業務課長。

○業務課長（坂本 徹君） 搬入に関しましては市町のほうで行っておりますので、申し訳ございませんが詳しくは確認していませんので、聞いたところによりますと、やはりなくな

ったところは当然、早くなくなってよかったというお話は何っているというのは聞いております。

以上でございます。（「終わります」の声あり）

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

2番佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それでは、私からも、議案第28号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、この内容等につきましては答弁や報告がございました。また、一番肝腎かと思われるのは監査意見ということで、詳細にわたりまして、佐々木監査委員から報告があったところでございます。まず今次この定例会に議案上程されています令和4年度の監査ですが、私の質疑通告でございますが、決算書という部分でございますが、ページ1ページは誤りで、2ページでございますけれども、歳入歳出の差引残高、残額という部分で、3億2,481万3,991円であるという部分でございますけれども、まずこの決算審査なのですが、今回私もずっと精読させてもらいますと、いわゆる基金におきましては、財調という部分と、あと大崎ふるさとづくり基金というのと、また令和4年度に新設されました大崎広域新斎場整備基金という3つの基金がございます。こちらの残高が40億1,784万9,162円という額になっているところでございますし、また監査意見にもございましたけれども、これから新斎場建設ですとか、あるいは廃棄物処理施設の建設、延命化などの大型事業が控えているのだという部分でございました。

あわせまして、昨今の物価上昇に伴うさらなる歳出の増加が見込まれておりまして、なお中長期的な視点に立った計画的な事業運営が求められるところであるという部分でございます。構成市町においても人口減少、少子高齢化、社会情勢の変化ということで、ますます財政状況は厳しくなっていくのだという予想も書かれているところでございます。

これを踏まえまして、監査委員に聞きますけれども、特に今回の令和4年度決算を監査した結果、やはり率直な所感といいたしでしょうか、全体の監査におきましても課題等々が見える部分が大きくあったのかどうか、その点からお伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 佐々木監査委員。

○監査委員（佐々木富夫君） 監査結果につきましては、おおむね監査意見書のほうに記載をさせていただきました。今、議員からも朗読いただきましたように、基金の問題、あるいは基金の調整であったり、そういったこともしながら、組合としては、特に財政部分については市町の負担金が70億円という部分を基本に、それを基本的には超えないようにという財政サイドの基本的な考えもあるようでありまして、そういったことの中で財政調整基金等々のやりくりをしながら、そしてあるいは交付金事業、そういったものなどを使いながら、一般財源を極力抑えるという努力はされているということは見受けられます。そういったことの中で、市町負担金を極力抑えるということの努力はされていると率直に感じているところでございます。

そういった中で、基本的にはこの組合の使命であります共同処理事務の責務を果たすべく、管理者含め執行部が努力されていると受け止めております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） ありがとうございます。

私は自分のところの大崎市議会のほうでも、必ず監査結果意見につきまして、監査役のほうにお聞きさせていただくという伝統ではないですけども、流れがございまして、監査意見書だけではない、やはり生の監査のお声を聞くというのは、この議会という意味合いでも大変大事なことなのかなと私自身は思っているものですから、あえて答弁を求めたところでございまして、感謝申し上げたいと思っております。

やはり広域行政でございますから、市町負担金の比率ということが大変大事になってくるわけございまして、その比率が7割を超える状況を踏まえという記載もあるところでございます。これから大型事業がありまして、既に執行のほうにおかれましては、議会のほうへの説明に関しても、市町負担金の率、割合というのを必ず気にされている部分も感じるところでございますし、何かをするにしても、やはりいずるをはかってという部分がございまして、どこからお金を多く持ってくるのか、どれだけ歳出を抑制していくのか、経費を抑制していくのかという部分に関しましては、非常に重要な部分になります。また1市4町のバランスがありますので、その辺のバランスというものをある程度堅持していかないことにはいけないということもあるかと思っております。なおさらそういったてんびんというのでしょうか、そういった非常に絶妙なバランスにのっとり、なおかつお金につきまして、基金の残等々も念頭に置いた上での運営というのは大事なことなのかなと思っております。

ただいま監査委員からもお話がありまして、非常にそこを考えられてこの令和4年度は事業運営をされているということが伝わってまいりましたので、総論としましては、非常に令和4年度は頑張っていたという見解になるのかなと思っております。感謝申し上げます。

続きまして、昨年の決算でもこれは私やったのかと思うのですが、説明書の4ページ、1,100万円のみちのくの宝島大崎でございました。

昨年も、私が決算質疑したときには、既に事業が終わっているということでございますから、これからどうするのですかという話になっているのかと思うのですけれども、新型コロナという部分もありましたことから、この事業を、広域実行委員会等々を組織しての活動団体に対する助成金交付という事業が、なかなかできなかったということもございまして、この同額1,100万円を、いわゆる市町助成金事業ということで、各種の助成金に充当したということなのかなと私も思っておりますけれども、まずこの広報あるいは周知につきまして、令和4年度はいかがだったのかということと、併せまして、時間もございまして、過年度の公募団体等々を少しお話しいただければと思っております。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをさせていただきます。

まず、このみちのくの宝島大崎の事業と市町助成金については、基本的には、財源は1つなのですけれども、別々の事業でございます。

まずもって議員おただしの市町助成金でございますけれども、こちらのほうにつきましては、大崎市の上限が300万円で、4町が200万円。これは従来はその半分だったのですけれども、令和2年度から倍にしましょうということで、副市町長、財政担当課長会議等、さらには企画担当課長会議のほうでも話合いが進められまして、3か年にわたって倍でやってきた。それで、令和5年から令和7年につきましても、さらに3か年延長して倍でやっていきたいと思います。ということで、この市町助成金については、それぞれほぼ満額近く市町のほうには補助金は交付させていただいているところでございます。

一番のみちのく宝島のところでございます。これは議員おただしのように、令和4年度につきましても、やはりコロナ禍ということもあって、あと県のBA. 5の強化宣言等もございましたので、やはり大崎一円に介して、実行委員会を介して事業を展開するというのがなかなか難しかったということもあって、実際のところはエントリーがゼロという状況でございました。

では、過年度の状況でございますけれども、令和3年度につきましてもは1団体からエントリーがあって、その1団体に対して10万9,000円ほどを交付しています。令和2年度でございますけれども、2団体から交付申請がございまして、審査の結果1団体のみへの交付ということで29万8,000円ほど交付しています。では、なぜその1団体には交付しなかったのかということでございますけれども、これは1つの自治体に特化した事業で、広域のこの事業の趣旨が面の事業であればということでございますから、それに抵触したものですから、1団体は不交付ということになりました。

それで、令和元年度でございますけれども、3団体からエントリーがございまして、2団体に交付はしたのですけれども、その交付したうちの1団体が諸般の都合でその事業を実施できなかったということで、丸々その補助金をバックしているということで、実際のところ交付したのが1団体ということで、43万5,000円ほど補助金を交付してございます。

それで、平成30年度でございますけれども、4団体から申請があって、2団体に交付ということで、それぞれ15万円と29万9,000円ほど。それで、こちらのほうもやはり1つの自治体に特化して、面の事業でなかったということで、漏れたということでございます。

いずれにいたしましても、こちらは18年度から事業展開しているのですけれども、これまでで44団体に補助金を合計で744万円ほど交付させていただいている状況でございます。

長くなりましたけれども、答弁となります。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 大変分かりやすい答弁であったのですけれども、いわゆるこの補助金関係というのは、申請段階でやはり窓口で十分に御認識をいただくことが必要なのかと思っております。

います。ただいまの答弁でありますと、例えば3団体のうち2団体、あるいは4団体のうち2団体とかではなくて、やはり入り口段階で、少し事務的な執行の方々が教えてあげる、あるいは細かい話をしてあげるといふことで、入り口部分で申請ができるかできないかという部分に関しても、おおむね分かるのではないかと思います。申請を上げて不交付であったらがっかりされるわけでございますので、少しその辺も分かりやすい形で広報普及等々が必要なかと思うわけなのですが、参考までに令和5年度、どういうふうな広報等々を現在やられているのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

令和5年度につきましては、今回新たに構成市町の広報、さらにはウェブサイトにも掲載していただきましたし、あとは地元の新聞社でございます大崎タイムスさんのほうにも、こういったことを募集しているという内容を御紹介していただきました。

それで、1団体から申請がございまして、そちらの内容が、大崎地区俳句大会というところで、事務局が田尻のほうにあるのですけれども、面で展開したいということで、これまでにならぬ切り口の事業だということで、既に補助金16万円ほどを交付している状況でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 各基礎自治体のほうにも補助金関係はあるかもしれませんが、やはりこういった広域的な補助金、助成金につきましても、事業内容に、要旨に合致をするのであれば、ぜひ多くの方に御利用していただきたいと思います。

あと、参考までにお聞きしますけれども、1市4町でございますので20万圏域、その広域という扱いなのですが、それは1市4町全てなのか、例えば大崎市と美里町や、あるいは涌谷町と美里町ですとか、あるいは加美町と涌谷町ですとか、組合せ等々に関してはいかがなのでしょう。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） これは事業の内容にもよってくるのですけれども、具体的に2つの自治体以上であればいいという、その明確な定義というのはないのです。その辺のところは、審査会で事業の内容によって決められていくということで、これまで1市4町全てではないのです。例えば、今回の俳句大会についても、実は色麻町からは、なかなか地域の俳句団体、そういったものはないということで、賛同が得られなかったということで、今回は1市4町全部ではなくて、1市3町の事業であったけれども、補助金は交付されたということでございますので、御理解賜ればと思います。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 1市4町の広域行政でございますから、その辺のことにしましては実際に出される申請等々を踏まえた上で、審査会のほうで、それはやむを得ない事情等々もあるでしょうから、ぜひそういった活用をしていただくような、団体の方々への活動の推進になるよ

うな補助金になっていただければと思います。

私は個人的にも音楽関係、割とあちこち含めていろいろ関係するところもあるものでございますので、以前、音楽関係のほうでもすごくお世話になったという話も団体の方から聞いている部分がございますが、昨今は停滞しているようでございますので、この補助金の申請が、活動は精力的に活発に頑張っていらっしゃいますが、いろいろな御紹介もさせていただいて、あとは厳正な審査をやっていただければと思ってございます。了解しました。

次に移らせていただきます。

それでは、決算認定の説明書、31ページでございます。

必ず私は消防の件は聞かなくてはいけないという使命感を個人的に持っているものですから、胸を借りるつもりで、また少し質疑をさせていただきたいと思ってございます。

全てももちろん大事なのですが、消防の中でも極めて大事な消防救急デジタル無線の整備と現場活動用通信機器の整備という部分でございます。

これは昨年までに、議決させていただいている案件でございますし、十分その前の説明などもあったところでございます。実際これが配備されてみて、この成果表31ページを見ますと、通信機器等々で更新整備という部分と、あと現場活動用では署活動用無線（アナログ）や動画も転送可能であるIP情報無線システムを新規整備したということでございますけれども、実はこれを整備、更新、導入されまして、何かメリット、あるいは不具合ということは生じていませんか。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） お答えいたします。

昨年度導入させていただきました、まずは大きく分けてデジタル無線の更新、これは各署所に設置するデジタル無線の更新となります。それから、もう1つが、先ほど来、議員お話しのとおり、新たに導入させていただいた資機材、これが署活動用無線、さらにはIP無線情報システムというところになります。この実際の運用開始から約1年が経過しているところでございますが、不具合は今のところ出ておらず、故障もなく円滑に運用させていただいているところでございます。

それから、メリット、効果でございますが、更新はある程度これまでもやってきたものの更新となりますので、ここでは新たに導入したIP無線と署活動用無線のほうの効果、メリットを御説明させていただきます。

まずは、IP無線、これはライブ配信ができるIP無線ということで、各署所に1台ずつ配備させていただきました。これにつきましては、リアルタイムで、その持っているもの、消防本部であったり、各署所のほうの小隊長なり中隊長なりが持っておりますので、リアルタイムで情報、映像の共有ができるようになります。火災出動であれば先行する車両の中から、現場に到着する前に、車両の中から映像を映し出しながら共有をしていくと、指令センターでも見られる、応援出動をしていく車両のほうからも見えると。煙の色であったり、煙の流れる方

向、さらには現場に到着したときも、現在は燃えの初期なのか、中期なのか、最盛期なのかと、さらには周りの関係者がいるのかいないのかというところまで、全て映像でずっとライブ配信をしております、それを確認できると。その上で、これまで音声で報告していたものが、映像も同時に来ているものですから、説明が下手でも映像を見ただけで分かる。ですから、相当情報収集能力、さらに理解が高まったということになります。

そういったことを受けまして、指令センターでは、次の応援が必要なのかどうかとか、そういった想定ができるということにつながっているということで、このIP無線のリアルタイムで情報が共有できる、映像が共有できることによって、格段にその活動方針なり安全管理上、そういったものが向上したということにつながっているものと思っております。

あともう一つは、IP無線は通常、当消防本部ですと、ソフトバンクとドコモを使っているのですが、山間部であったり、ピンポイントでデジタル無線が通じない箇所がございますので、このIPのほうに通じる箇所もございますので、そういった部分で補完ができているということもございます。

それから、署活動用無線、これは100台を導入させていただいて、現場活動する隊員一人一人全員に持たせております。そのデジタル無線とアナログの署活動用無線、2系統の通信システムを確保できたことによりまして、情報の交錯、お互い使っている、使っていないの混信というのがなくなった。その情報の使い分けをしながら使っております。ですから、危険情報ですとか、そういった瞬時にささなくてはいけない情報もしっかりと出せていくと、混信がなくなって使い勝手がよくなったということでございます。

また、安全管理面にも役立っております、この署活動用無線、これは各隊員が持っているのですが、一定時間動かなかつた場合、緊急信号を送信するという機能がついております。全国的にも殉職事案が発生しておりますので、こういった部分にも役立てていきたいと思っております。

こういった面で昨年度導入させていただきましたこれらの資機材、メリット、効果ということは大変大きく認められているということでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） デジタルに変えますと、普通一番大きなメリットと言われているのは、音声がくっきり聞こえるというのが一つのメリットなのかと思うのです。実際現場とか、指令のほうで、音声の面はいかがでしょうか。デジタルなので、従前と違って、新機器に更新したことによりまして、音声がくっきり聞こえる、あるいは指令のほうでも、いわゆる文字情報というのが、前回の説明があったかと思うのですが、音声だけではなくて文字情報としても見えるのだと。つまり誤った判断をしなくてもいいように、なるべく正確で確実な情報が分かる、映像もでしょうけれども、そういった音声のくっきりさ、明瞭さ、また文字情報という観点はいかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） 今、議員おただしの部分ではと気づかせていただいたのですが、確かにアナログでやっているときには、メリット3とか2とかとやり取りをして、もう一度送信というやり取りも結構あったのですが、デジタルになってから、そういったことがほとんどなくなったというところは感じているところでございます。ということは、音声がかっきり聞こえるというところにつながっているということだと思います。

それから、文字情報でございますが、そこに直結するかどうか分かりませんが、実は火災現場等で指揮隊が図面を描いたり、情報を書き写す指揮盤というのがあるのですが、それを撮って、そのまま指令センターのほうに送ってきます。そうしますと、無線、音声送信していて、またこちらで書いているよりも、そのまま活用できるというような効率性も図られているところもございます。

今おただしの部分につきましてお答えをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 大変分かりやすい答弁だったかと思います。

そうお話しになっていただくと、我々も3,794万5,000円を議決してよかったなという部分でございます。いわゆるデジタル無線になったメリットというのは、やはり今お話があったように、明瞭に聞こえるという音声であったりですとか、動画あるいはそういった文字情報含めて、お話を聞くと、現場の指令台をぱっと撮ったものが、すぐ瞬時にありますから確認をしやすいと、つまり間違いもなくできるという部分でございますから、私も日頃の災害での迅速な対応と同時に、どうしても念頭にあるのが東日本大震災なのです。あれだけの広域規模の災害、広域災害が起こったときに、消防の方々の役割というのは、いやが応にも本当にもう圏域住民の皆さん方というのは、いろいろ何とかにもすすがる思いで皆さん方の御活躍、御活動に関しまして、祈念を申し上げているわけでございまして、そういったところもありますから、こういった整備をやっておいて、訓練をやっておいて、有事に備えるというのが、やはり正しいのかなと思ってございます。

最後になりますけれども、いわゆる秋田側のほうはトンネルなんかがありますよね。そうしますと、デジタルであっても、やはりトンネルなんかでは、伝送という観点におきましては難しい部分があると思うのです。そうしたときに、この署活動用無線、アナログ式でございますから、デジタルとアナログと、その2つをやはり並列することによりまして、間違いがない、受信障害が起きにくい、情報は必ずデジタルでもアナログでも取れるような、そういったトンネルの中においても役割を現在も果たされているのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） これは108号線の一番長いところのトンネルを指すと思います。これまで鳴子消防署において、このトンネルができた年から、その無線の状況はずっと

アナログ時代から確認をしてみいました。その部分につきましては、警察のほうでは、内部のトンネルが3.5キロメートルぐらいあると思うのですが、警察無線というのは中でも届く、外でキャッチできるというような仕組みを取っているのですが、消防ではそれを設置はしていなかったというところになります。それで、どうしてもその部分は、活動があれば、警察、消防の連携の中でしっかりと情報を共有しながらやっていこうというところになるかと思えます。

あとそれから、トンネルの中でなくても、トンネル付近までは、ちょっとあまりにも距離がありまして、デジタル、アナログ問わず届かないというところもございますので、そういった部分は、中継局の車を置いたり、あとは利得アンテナという3メートルぐらいのアンテナを立てて、その感度の良好なところに置いて中継をするといったことも補完としてやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） なるほどという答弁でございましたけれども、いわゆる大崎地域広域でございますから、どうしても難視地区、不感地区もあるかと思うのです。こういった部分につきましては、当然消防のほうですから留意をされていることかと思えますし、基本デジタル、アナログ、この両方をもって消防救急あるいは災害対応に当たるのだということが答弁でも分かったところでございます。令和4年度を含めて着実な消防力の能力向上という部分に対する整備をしていただいて、その上でののった活動をやっていただくことに関しても、私も敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

以上で質疑を終わります。

○議長（関 武徳君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑がないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第28号令和4年度一般会計決算認定の一部に、どうしても認めることができませんので、反対討論をさせていただきます。

令和4年度、歳入87億1,633万7,152円、歳出は83億9,152万3,161円。歳入歳出差引残高3億2,481万3,990円の黒字でありました。そういった中で、令和4年の火災救急救助など出動件数は、総数1万462件で、その中でも救急出動件数は9,921件と前年度に比べて793件増加し、コロナ禍の暑いときでも防護服をつけての救急出動をし、何のトラブルもなく搬送されたことに、心から敬意と感謝を申し上げます。

さらに、施設等整備事業についても、西地区熱回収施設整備運営事業関係、新斎場整備事業関係、東部クリーンセンター長寿命化整備事業関係、最終処分場整備事業、新し尿処理整備事業等については高く評価をし、引き続き業務の推進をしていただきたいと思います。

先ほども言ったように、ただどうしても認められないのは農林業系汚染廃棄物問題への対応であります。平成30年10月15日から令和元年8月18日までの試験焼却から始まり、令和2年7月15日から本焼却を行い、7年間も焼却し続けるということです。焼却処理は、住民の健康被害や平穏な生活権の侵害に当たります。令和4年度も420トン焼却されました。その結果と思われますが、大崎市の本庁舎に設置されたモニタリングポストの放射線量測定値は、0.06から0.07マイクロシーベルトで、その他の周辺は0.3から0.04マイクロシーベルトにあります。よって、大崎市の本庁舎での高い数字は、中央クリーンセンターでの焼却が少なからず影響が出ているとしか考えられません。

処理方法は幾つかありますが、焼却は放射能汚染を拡散するので、別な方法を取るべきと、私は焼却によらず隔離保管すべきと思います。

よって、議案第28号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定に反対する反対討論とさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（関 武徳君） ただいま原案に反対する議員の発言がございました。

次に、原案に賛成する議員の発言を許したいと思います。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 4番横山悦子でございます。

議案第28号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案に対し賛成の立場から討論を行います。

令和4年度における歳出総額は83億9,152万円余りで、予算に対する執行率は92.97%であり、広域行政事務組合が果たす所掌事務について、大崎圏域住民の安心・安全の暮らしを支えていくものと高く評価するものであります。

昨年7月の豪雨等の自然災害の活動や長引く新型コロナ感染禍での業務など、職員皆様の御努力に敬意を表したいと思います。

ただいま鎌内議員から、決算認定に対し反対討論がありました。令和4年度決算における事業の中で、農林業系廃棄物処理事業に関しての発言であります。この事業に関しては、令和2年9月28日に、農林業系廃棄物処理事業に関する請願が4件、当組合議会に提出されました。組合議会では、特別委員会に付託することを決定し、農林業系廃棄物の処理、焼却施設の設置及び運営について慎重に審議された結果、不採択と決定されておりますことを申し上げておきたいと思っております。

皆様御存じのように、平成23年3月の東日本大震災、1,000年に一度と言われる本日に目を覆うような大津波は、原発事故も引き起し、かつてない未曾有の大災害となりました。

以来12年余り、沿岸部では防潮堤やかさ上げ工事も進んでおります。一方、内陸部でも放射能汚染による稲わらや牧草の処理も抱えており、保管している農家からは一日も早い処理が望まれております。

処理については、400ベクレル以下の汚染牧草については、各自治体が牧草地へのすき込みによる処理により減容化を進めており、給餌に影響がない結果が出ております。

また、400ベクレルを超え8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物の処理については、特措法では一般廃棄物と位置づけられていることから、本組合としても国や県の助言を受けながら、厳正、厳格に処理が進められております。

また、焼却関連施設の地域の方々への説明はもちろんのこと、話し合いにより定期的に最終処分場を含む周辺の巡視を地域の皆様と共に行い、一定の理解の下、適正に焼却措置が進められているという事実もあります。

大崎圏域は、県内でも最も多くの汚染稲わらや牧草を抱えており、本組合では令和5年9月末で、既に1,796.65トンと、計画量の約50%の処理が終了しております。引き続き全体計画量3,590トンの処理がこれまでと同様に、国の基準、さらには厳格な自主基準を厳守の上、安心・安全の上に処理を進められることを望むものであります。

さらに、本日冒頭に、金森副管理者から裁判についての報告がありましたが、10月4日に一審の判決として、本組合の焼却処理には違法性がないという判断の下、原告側の申出を全て棄却という事実もございます。

最後に、原発事故から長期間経過した現在も一時保管を強いられている保管者の負担を早期に解消するためにも、通常処理で安全かつ計画的に処理することによって、震災からの真の復興がなされるものと確信するものであります。

以上で、議案第28号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についての賛成討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） ないようでございます。これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関 武徳君） 御着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第28号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

会議の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

再開は午後3時といたします。

午後2時48分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（関 武徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 「日程第12 一般質問」

○議長（関 武徳君） 日程第12 一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 4番横山悦子でございます。

まずは、このたびの農林業系の裁判で、大崎広域が法に基づき適正に焼却処理が進められており違法性がないことが認められ、原告側の申立てが棄却されたことについて、広域の議員として、管理者をはじめ執行部の皆さんに、お疲れさまでしたと言わせていただきたいと思います。そして、今後も引き続き法令並びに関係地域の皆様とお約束した自主基準値を厳守し、適正に焼却を進めていただきたいと思います。

それでは、事前に大綱2点について通告をさせていただいておりましたので、まず最初に、旧玉造クリーンセンターの公売状況についてから質問させていただきます。

さきの議会、そして本日の管理者からの行政報告の中でもありましたが、県内の業者と1,390万円で売買契約を締結したとのことですが、予定価格は幾らで、落札率は何%だったか教えていただきたいと思います。

そして、売払い面積は何平方メートルで、予定価格の算出方法はどのように行ったかも教えていただきたいと思います。当然、議案として上程されていないということは、大崎広域の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条に抵触しなかったため、その範囲以下だったと思いますが、教えていただきたいと思います。

そして、その業者は県内の業者とのことですが、どこの何という業者で、どのようなことをなりわいに行っている業者なのか、お聞きしたいと思います。

次に、2点目、水陸両用車の活動状況についてであります。

現在、鳴子消防署に水陸両用車が配備されておりますが、配備された経緯と主な活用状況はどうなっているのか伺います。

緊急消防援助隊車両は、大崎地方で土砂災害警戒区域指定箇所が最も多い鳴子温泉地域に配備されておりますが、配備された経緯についてお伺いいたします。

また、線状降水帯やゲリラ豪雨のように、数時間の大雨や暴風については、大崎市のみならず、4町や県外、さらには東北方面からの要請があれば出張されるのか、その辺についてもお伺いいたします。

有事の際の危機管理マニュアル策定と、水陸両用車の活動状況について、操作できる隊員数はいかがでしょうか、お伺いたします。

これで1回目の質問とさせていただきます。

○議長（関 武徳君） 答弁を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 4番横山悦子議員から、大綱2点の御質問を賜りましたので、順次お答えしてまいります。

まず、大綱1点目の旧玉造クリーンセンターの公売状況について、何点か御質問賜りました。お答えしてまいります。

今回の公売に当たりましては、不動産鑑定士に評価を依頼し、予定価格を設定させていただいております。第1回目の公売告示が令和4年11月8日から12月7日まで、第2回目が同年12月8日から令和5年1月6日まで、第3回目が同年2月10日から同年3月10日まで、第4回目が同年4月24日から同年5月31日まで告示を行いました。いずれも応札者がございませんでしたが、第5回目として、同年6月1日から同年6月30日までの間で公売告示を行ったところ、1者より応札があり、1,390万円で落札されました。落札率については102.2%となっており、同年7月19日に公有財産売買契約を締結しております。

今般の公売面積につきましては、1万6,002平方メートルとなっております。契約の相手方につきましては、石巻市に本社を置く昭和40年設立の重吉興業株式会社でございます。なりわいとしては、産業廃棄物処分業、リサイクル業、運輸業、解体業、建設業などで、多岐にわたり事業を展開している会社であると確認しております。

議員おただしのように、今回の事案は、議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条に定めている、土地の場合2,000万円以上かつ5,000平方メートル以上に該当していないことから、議案としてではなく、先ほどの行政報告の中で報告させていただいたところでございます。

次に、大綱2点目の水陸両用車の活用状況についてでございますが、鳴子消防署に配備しております中型水陸両用車につきましては、消防組織法第50条の国有財産等の無償使用に関する規定に基づき、当組合に無償貸与されている車両となります。本車両は、令和5年4月1日現在で全国に6台が配備され、全国を6ブロックに分けた管轄ごとに1台が配備されており、北海道東北ブロックとして1台が当消防本部に配備されているものでございます。

平成31年に、総務省消防庁から、配備に係る要望調査が行われ、北海道東北ブロックでは宮城県のみが要望したものと伺っております。要望理由といたしましては、平成27年9月の関東・東北豪雨により洪水被害を経験したことから、水害時に機動力を発揮し、効率的かつ即応的に運用できる車両として要望したところ、当組合に対し配備決定に至ったものでございます。

本車両につきましては、令和2年6月から運用開始を行い、令和2年度に大崎市鳴子温泉鬼

首地区で実施いたしました緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練に出場したほか、令和4年度東北総合水防演習、令和5年度9.1宮城県総合防災訓練などに参加しております。

このほか、宮城県内には、土砂水害対策車両として仙台市消防局にバックホーといった重機が、塩釜消防本部に津波風水害対策車両としてバギー車が、同じく無償使用車両として配備されており、宮城県全体としての土砂災害対応能力の向上につながるものとして、宮城県からも強く要望していただいたものであります。

なお、本車両につきましては、鳴子消防署に配備しておりますが、大崎管内1市4町において発生した災害に対しましても迅速に出動するものであり、専用の搬送車両に積載し、緊急走行するものであります。車両の操作、操縦につきましては、中型水陸両用車が陸上で活動を行う場合、大型特殊自動車免許が必要であり、水上で活動を行う場合は小型船舶2級免許以上が必要となります。また、搬送車に積載し一般道を走行する場合は、大型自動車免許が必要となります。このため、鳴子消防署には、これらの資格を取得している職員を、大型特殊自動車免許10名、小型船舶2級免許11名、大型自動車免許12名、人事配置しているところであります。

当消防本部に、そのほか無償貸与されている車両としては、拠点機能形成車が配備をされております。本車両につきましては、平成30年に配備決定を受けまして、平成31年4月から運用を開始しております。拠点機能形成車は、緊急消防援助隊として出動した際に、宿営や給食、衛生部門といった後方支援を担当する車両となるものであり、派遣隊員100名に対応可能な資機材を積載し、名前のとおり派遣隊の拠点を形成する車両となるものであります。

今後におきましても、こうした総務省消防庁からの無償貸与の車両を最大限活用して、大崎管内だけにとどまらず、宮城県内で発生した災害へも、また緊急消防援助隊として全国で発生した災害に対しましても、迅速に対応できるよう運用してまいります。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 今、伊藤管理者から答弁をいただきまして、ありがとうございます。

あのような場所で、1,000万円を超えた金額で買手がついて本当によかったと思っております。現実的には、旧玉造クリーンセンターの近くで、かつて繁盛したドライブインがありますけれども、それも前からずっと売りに出ておりますけれども、いまだ買手がつかない状況で、本当に建物が風化し始まっているのが現実で、クリーンセンターが1,390万円ということで、よかったと思っております。

そこで、何点か質問させていただきたいと思っておりますけれども、リサイクル事業者である石巻市の重吉興業さんが落札していただいたことですが、この事業者は、この土地を購入して、産業廃棄物処理等の事業を始める計画なのか、確認は取っているのでしょうか。取っているのであれば、その内容をお聞かせください。

また、公売に当たって、土地の利用制限等をかけなかったのかを、まずお聞かせください。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

落札者には、契約前に事前に現地におきまして、購入地の活用計画について、一般廃棄物や産業廃棄物などのごみ処理施設の設置を計画しているのかという確認を取ったところ、ごみ処理施設の設置については考えていない旨の回答をいただいております。

次に、公売に当たっての土地の利用制限等でございますけれども、当該エリアにつきましては、都市計画区域外ということでございますので、法に基づく制限をかけることはできないエリアとなっております。

また、裁判でお世話になっている弁護士先生に、組合独自でそういった制限をかけることの妥当性について相談をさせていただいたところ、土地の最有効使用を妨げる結果となりまして、最終的には、これが売れなかった場合は土地が塩漬けとなってしまっていて、その土地の管理経費だけが増していく状況なので、契約前に確認さえ取れば制限をかける必要はないということなので、公売に当たっての制限はかけていない状況でございました。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 了解いたしました。

もし買手がつかなかった場合の年間の土地の管理料は、どのくらい要するのでありましょか。

また、先ほどの管理者の行政報告の中で、落札者の意向を確認して施設の一部を残したことにより、解体工事費用の一部削減を図ることができたとのことでしたけれども、もし把握していれば、どれくらいの削減を図ることができたか、教えていただきたいと思っております。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

土地の管理経費といたしましては、これまで建物が建っていた状態でございますけれども、年間で約40万円ほどの刈払い経費を要していたところでございます。ただ、これが更地になれば当然面積も増えるわけですから、これ以上の金額を要するのかなと想定しているところでございます。

あと、落札の協議でございますけれども、構造物につきましては、実はあそこに福祉施設としてテニスコートがあるのです。落札者から、テニスコート、あと植木、フェンス、倉庫、車庫などを残してほしい旨の申出があったというところでございまして、これは現段階では、概算ではございますけれども、約500万円ほど解体の経費、これは今後、契約変更等に入りますけれども、その金額が浮いたところでございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） テニスコート、植木、それからフェンス、倉庫、車庫、これを残してほしいということで、大分その解体する部分が省けたということで、費用もよかったと思って、まずこの件については了解いたしました。

いずれにしても、先ほどの決算認定に当たって、佐々木代表監査委員からも決算の意見を御説明いただきましたけれども、構成の市町の財政状況も今は本当に厳しい状況が続いております。さらには、様々な大型の事業も続いておりますことから、目的を持った一部事務組合としては、今回のように不要になった財産の処分、それから売電等による自主財源の確保、それぞれの構成自治体にとっても、その分の負担額が減額になるわけでございますので、大変有効と思われまます。

やはりこのような手だてが本当に必要なことでありますので、今後も引き続き、限られた枠の中ではありますが、このような自主財源の確保に努めていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

次に、水陸両用車についてお伺いいたします。

本当に北海道東北拠点に1か所ということで、この大崎に入ったわけですが、その辺の決め手というのは一番は何なのでしょう。

○議長（関 武徳君） 郷古消防本部防災課長。

○消防本部防災課長（郷古寛嗣君） お答えをいたします。

大崎消防本部に入った決め手ということの今御質問がございました。まずもって、北海道東北ブロックに1台という経緯につきましては、管理者からの答弁のとおり、ほかの都道府県でなかったということがございまして、さらにその中でも宮城県で大崎消防本部ということなのですが、大崎消防本部が関東・東北豪雨で被災したこともございまして、ほかの消防本部で要望する消防本部がなかったということもございまして、大崎消防本部がそのまま導入の経緯になったという経過でございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 私も、鳴子温泉鬼首地区で地震のとき行きました。また、これは岩出山のときに視察に参加した人たちは全部もらったと思うのですが、なぜカムロアークスという名前を使ったのでしょうか。その件についてお伺いします。

○議長（関 武徳君） 郷古消防本部防災課長。

○消防本部防災課長（郷古寛嗣君） お答えをいたします。

今、ネーミングのところの質問がございましたので、名前の由来について簡単に御紹介を申し上げます。

鳴子温泉郷に連なっております、ちょうど県境に鎮座しております禿岳、この禿と、それから車両そのものが箱型の形状をしておりますので、英語のアーク、あと隊員とか、その複数形としまして、Sをつけまして、カムロアークスと名づけたという経過でございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 特に、鳴子は土砂災害警戒区域指定となっているのです。それも大崎全域

で一番多くて、大崎市全域で554か所、鳴子は183か所、岩出山が131か所で、この2地区だけでも314か所、土砂災害の警戒区域指定となっているのですけれども、そのところに配置されたというのは、本当にこれは意味があるわけでありまして、このカムロアークスが、例えば東北、宮城県内に出動、それから東北、北海道に出動しますときは、この司令塔はやはり伊藤管理者なのでしょうか。誰が一番先にこの指令を送られるのか、その点をお聞きします。

○議長（関 武徳君） 郷古消防本部防災課長。

○消防本部防災課長（郷古寛嗣君） お答えをいたします。

今、出動の指令の権限者というような御質問だったと認識してございます。出動の形態につきましては、まず大崎消防本部管内で出動する場合につきましては、先に到着をしました消防隊からのこの車の要請があるような場合ですとか、あるいは119番の入電の際にカムロアークスを初めから出したほうがいいと指令センターの職員が判断したような場合がございます。

そのほか宮城県の中で出動するケースなのですが、宮城県の中に10消防本部ございまして、お互いに助け合う消防応援協定というのを結んでございます。そこで、その要請に基づきまして、宮城県内については出動するという事務手続となっております。

そのほか国内で発生をしましたような大規模災害につきましては、消防庁長官からの要請がございまして、その要請に基づいて出動しているという手続となっております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） ありがとうございます。

今、災害が大変多いこの日本列島でございますので、日本国中どこからも要請になる可能性もあるわけです。全国で6台しかないわけでありまして。本当にそういうときには、まずとにかく隊員として、かなり人数も、搬送されるとか、その運転できる人も、マニュアルというか、何というか、自分の運転できる、その規格の人たちが、このように30何名いらっしゃいますけれども、その辺の人たちが、やはり今後運転されて、操縦されると思いますけれども、そういうときに、危機管理マニュアルとさっき言いましたけれども、その辺のところはしっかりここでは作成されていると思いますけれども、確認の意味でもう一度お尋ねします。

○議長（関 武徳君） 櫻井消防本部消防長。

○消防本部消防長（櫻井俊文君） お答えいたします。

危機管理対応マニュアルということで、こういった水陸両用車等も含めて、職員の動きというものと、その部隊の活動というものについては、震災初動対応マニュアルであったり、そういったマニュアルをきっちりと定めてございます。

また、この水陸両用車の鳴子消防署の配置につきましては、議員からも御紹介ありまして、土砂災害警戒区域が非常に多い地域でございますので、年に1回、土砂災害警戒区域を、行政と、あと地元行政区、自主防、消防団と一緒に、土砂災害警戒区域を点検しながら、そういった調査をしてございます。そういったときにも、この水陸両用車を持っていきまして、ま

ずは地元の大崎圏域の皆さんに認知をいただくというようなところと、県であったり、北海道東北であったり、国であったりというような広範囲にも活躍できる車でございますので、まずは認知を高めていただこうと、地元からそういった活動も進めてございますので、よろしくお願いたします。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 令和5年度の大崎市の総合防災訓練でもいろいろ展示されておりましたので、しっかり市民に周知され、活動するとなると、災害があるということでございますので、災害がなければ一番いいわけでありますけれども、そういったところに、いろいろ皆さんで、体調とかいろいろ注意しながら頑張っていたきたいと思います。

終わります。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

旧大崎広域西部玉造クリーンセンター解体撤去工事についてお伺いたします。

旧大崎広域中央クリーンセンターと旧大崎広域西部玉造クリーンセンターが廃止、令和4年4月から新しい大崎中央クリーンセンターが供用開始したことから、旧大崎広域西部玉造クリーンセンターの解体撤去工事が行われ、主な工事実施年度予定によりますと、令和5年度6月頃からダイオキシン類除染工事が9月頃まで、焼却設備解体工事が9月半ば頃から11月まで、終了が令和6年8月頃までですが、上宮行政区区長、上宮協栄会長、上宮保全協議会会長から要望書が提出されておりますが、私からも4点について質問をさせていただきます。

1つ目には、解体する焼却施設の焼却炉、れんが、煙突材など、放射線量を測定し、公表すること。

2つ目には、焼却炉や煙突など放射線量が100ベクレルキログラムを超えた場合、他の解体部分に解体せず、別途保管すること。

3つ目、アスベスト除去、ダイオキシン除去の結果を公表すること。

4つ目には、多くの住民が不安を抱いているので、行政区ごとに住民説明会を開催すること。

以上、4点お伺いいたしまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（関 武徳君） 答弁を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 3番鎌内つぎ子議員から、旧大崎広域西部玉造クリーンセンター解体撤去工事について御質問を賜りました。順次お答えしてまいります。

まず、解体する焼却施設の焼却炉れんが、煙突材料など、放射線量を測定し公表することについてでございますが、本解体撤去工事は、厚生労働省が定める廃棄物焼却施設解体作業マニュアルに基づき適正に工事を進めているところでございます。その中で、放射線量等の測定については定義づけられておらず、既に解体工事が完了しております今般おただしの旧大崎広域

西部玉造クリーンセンターと同様の焼却施設であった旧大崎広域中央クリーンセンターにおいても、同様のマニュアルに基づき工事が進められ、議員皆様にも、議員全員協議会に、その解体撤去工事の状況などを御報告させていただき、現地で密閉養生と負圧の状況も御確認をいただいております。工事の遅れはあったものの、適正な施工がなされていると評価をいただいております。

そして、解体撤去工事自体も無事完了していることから、議員おただしのような対応については、改めて放射線量等の測定は想定しておりません。

次に、焼却炉や煙突など放射線量が100ベクレルを超えた場合、他の解体部分は解体せず別途保管することについてですが、解体物については、産業廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するよう義務づけられており、保管することは適切でないことから、処理はこの法律に基づき、産業廃棄物処理業者に全て処分する必要がある、マニフェストにて確認しているところとなっております。

次に、アスベストの除去、ダイオキシンの除去の結果を公表することにつきましては、廃棄物処理施設解体時等のアスベスト飛散防止対策検討委員会が定める廃棄物処理施設解体時の石綿飛散防止マニュアル並びに厚生労働省が定める廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づき、除染作業を行いますとともに、各種測定結果につきましては、解体業者から提出されるアスベスト建材分析結果報告書並びにダイオキシン測定分析結果報告書にて確認することとしており、当該データにつきましては、宮城県北部保健福祉事務所への提出が義務づけられております。したがって、解体業者からの書類提出後に検査を行った後であれば、所定の手続きさえ行っていいただければ、開示することは可能となっております。

最後に、多くの住民が不安を抱いているので行政区ごとに住民説明会を開催することについてでございますが、施設解体については、各種法令、解体マニュアルに従い、工事を進めてまいりますので、これまで同様に、現時点では住民説明会の予定は考えておりません。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 答弁ありがとうございました。

再度質問をさせていただきます。

解体する焼却炉のれんがもろもろは、もう解体しているということでしたよね。これは、令和5年6月9日に、議案第17号関係のときに私は質疑したのですけれども、放射能とかもあるのではないのかということをついたら、そういうこともちゃんと手だてを取ることだったのですけれども、どのように手だてを取ったのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） すみません。ただいまの議員のおただしの中で、れんがも解体しているのでしょうかということですが、まだれんが部分の解体については着手しておらないという状況でございます。

また、大変言いにくいのですけれども、議員の1回目の御質問の中でもありましたけれども、上宮協栄会の皆さんとかから、本日の議員と同様の要望書を頂戴しております。それで、10月4日に、これは再三繰り返になりますけれども、判決が出たので、本日管理者から答弁させていただいたような内容について回答書をお出ししようかと今考えて準備を進めていたわけなのです。ただ、しかしながら議員も御承知のように、10月16日に原告団が一審の判決を不服として控訴されたということでございます。

一旦はこれ、ノーサイドになったのですけれども、またこの旧玉造クリーンセンター、あそこを含めて、この農林業系に関する全てのことにつきましては、その議論がまた法廷の場に移りましたので、うちでいろいろ御教示をいただいている弁護士先生からは、これ以上の答弁につきましては不相当だよというようなこともございますので、立場上、議員も立場上ということがあると思うので、これ以上の答弁は差し控えさせていただきたいと思います。御理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 一番心配なのは、先ほど管理者が答弁したように、そういう説明をちゃんとしていただきたいなという思いがあるのです。中身は、今こういう状況だからマニュアルどおりやっているし、こうだよということで、誠意を持って住民説明だけはしていただきたいなという思いです。中身に対しては、何だかんだ言いませんので、そういう説明会だけはやったほうがいいなと思って今回質問を取り上げたので、そこら辺は理解していただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 先ほど申し上げました先行して同様の解体作業をしました中央クリーンセンターでも、そういった説明会等も実施しておりませんし、あと例えば仮にその地域で説明会をした場合、原告団である皆さんが来て、同様の質問を求める可能性がある。そういったことも総じて、私どもの代理人弁護士から、そういったものも含めて不相当であるというような御助言を賜っておりますので、御理解賜ればと思います。よろしくお願ひします。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） これ以上質問しても平行線で、ただし今後ともできる範囲で誠意を持っていろいろと説明をしていただくと本当にいいなと思っていきますので、そうした努力をしていただくことを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

2番佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それでは、私からは、大綱3点より、順次一般質問をさせていただきます。

大綱1点目の消防行政につきましては、うち、人材育成及び活躍推進室の取組状況と成果につきましては、本日の管理者行政報告でも、個々の能力を十分に発揮する職場づくりと良好な職場環境の創出、公務能率の確保について言及がございましたが、特に大崎広域消防における人

材育成の取組状況についてお伺いするとともに、併せまして本年2月に公務員を志望する大学生を対象としましたオンライン説明会や、消防本部の女性消防隊員11名が参加しました研修会の開催を通し、人材育成・活躍推進室の成果についてお尋ねするものでございます。

次の人員充足数は基準を満たしているかにつきましては、令和5年4月1日現在の消防力の整備指針と現有消防力を拝見しますと、指揮車、消防ポンプ自動車、はしご車、救急自動車等の車両の基準に対する現有充足率がいずれも100%以上となっていることに対し、人員における基準に対する現有充足率は、警防要員で81.5%、予防要員で62.5%、通信要員は100%であります。20万圏域住民の安全・安心を担保する消防力として、果たして適正な人員構成あるいは規模であるのか、お考えを伺います。

次の各救急講習会の開催状況と普及促進の考えにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、令和2年4月以降中止としていた応急手当普及員講習及び上級救命講習は、対外的業務実施基準の引下げに伴い、令和4年11月より再開しているとのことあります。これらの消防による応急手当講習会は、住民による緊急応急手当や、救急隊が傷病者のもとに到着するまでの応急対応として、非常に重要な取組であります。この講習会の開催状況と普及促進のお考えについてお聞きいたします。

次の災害情報案内サービスの周知につきましては、本年7月1日から、以前のテレドームを利用した災害案内から、災害情報案内サービス、番号が050-5536-6964であります。これに電話番号も変わり、災害情報を自動音声でお知らせしていますが、圏域住民へのさらなる周知について伺うものでございます。

次のドローンを活用した災害対応の状況につきましては、去る8月8日に松山千石地内で発生しました林野火災の現場には、当時、近くにいました私も現地に急行させていただきました。この際、斜面の枯れ木等の火災は、広域消防皆様の御尽力によりほぼ消火されている状況でございましたが、林野火災の延焼確認のためドローンを活用した出動状況も拝見させていただいたところでございました。大崎圏域での自然災害や火災における現地確認においても、今後、このドローン活用は大変有効かと思いますが、所見を伺います。

次の大綱2点目の大崎生涯学習センター、パレットおおさきについてのうち、プラネタリウムの利用及び周知状況につきましては、大崎ふるさとづくり基金の果実を活用し、大崎圏域内の小学4年生がプラネタリウムを利用できるようバス運行を支援するプラネタリウム学習支援事業を実施しているところでございますが、このほかの圏域住民に対する利用促進を念頭に、どう事業展開やイベント周知をされているのか、御所見を伺います。

次のイベント等におけるボランティア協力状況につきましては、パレットおおさきにおける各種事業や、特に天文に関するボランティア皆様の活動等を新聞などでも紹介された記事を目にする機会が増えてまいりました。このボランティア皆様の活動が、ひいては広域での生涯学習の理解促進につながるものと考えますが、取組あるいは連携状況について伺います。

次の施設及び備品の老朽化等に伴う更新計画についてでございますが、パレットおおさきは、本年8月に開館25周年を迎えたところでございます。おめでとうございます。この間の補修や修繕、また災害復旧を実施しながらも、施設や備品の更新は計画的に果たされているのか、所見を伺います。

大綱3点目、環境衛生についてのうち、ごみ処理及び分別の周知徹底策につきましては、本日、議員全員協議会で報告のありましたリチウムイオン電池が原因の火災発生事故等のように、いわゆるごみ出しや分別について、減量化の考えも含め、住民意識の向上と徹底に努めるための方策について御所見を伺うものでございます。

次の大崎広域再生工場の事業周知と活用策につきましては、組合のごみ処理施設に搬入されました棚や椅子などの中から、再生利用が可能なものを選別し、再生作業を行った上で無償で提供する事業でございますが、私も2度ほど展示や抽せん等の現地、現場の様子を拝見させていただいたところでございます。この再生工場の取組は、リサイクルの普及やごみの減量化及び資源化の理解向上にもつながると思っておりますが、圏域全体のなお一層のこの事業周知についてのお考えをお尋ねいたします。

最後になりますが、最終処分施設の選考及び整備計画状況についてでございます。

今次定例会の管理者行政報告でも、新たな最終処分場の候補地については、5月に構成市町から推薦され、6月に第1回一般廃棄物処理施設整備有識者会議を開催し、評価項目、評価方法、評価基準について御意見を頂戴しているとのことでありましたが、今後の選考及び整備スケジュールについてお聞きし、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（関 武徳君） 答弁を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 佐藤弘樹議員から、大綱3点御質問賜りました。私と教育長から、それぞれお答えしてまいります。

私からはまず、大綱1点目の消防行政についてでございますが、まず人材育成及び活躍推進室の取組状況と成果についてですが、令和2年4月から、人材育成体制を充実させるため、消防本部総務課内に人材育成・活躍推進室を設置いたしました。

主な取組といたしましては、マイキャリアパス・シミュレーションと称して、自分が希望する配属先や派遣出向先、外部研修などを書面で申告する機会を設けることで、職員の仕事に対する意識の向上と組織の活性化につなげております。

また、本年5月から7月には、若手職員の中途退職の解消、ハラスメントの根絶及びコミュニケーションによる風通しのよい職場づくりの実践に向けた取組として、人材育成・活躍推進室の職員が各所属に赴き、延べ295名の職員と対面して、仕事や家庭での不安や悩みを聞き取り、解消に向けた意見交換会を実施しております。

さらに、女性消防職員の活躍推進に向けた取組として、総務省消防庁女性消防吏員活躍推進アドバイザーによる講演会や、県北の4つの消防本部で採用されている女性消防職員を当消防

本部に招いての意見交換会の開催など、安心して働ける職場づくりと職域の拡大による活躍推進を図っているところであります。

次に、人員充足率は基準を満たしているかでございますが、市町村が消防施設及び人員の配置などの消防力に関する整備目標となる消防力の整備指針につきましては、総務省消防庁から告示されているところであります。令和5年4月1日現在、この整備指針から算出された消防職員数に対する充足率は81.7%となっておりますが、消防車両の乗換運用や複数業務の兼務体制など、大崎圏域の実情に応じて定める条例定数は338名であります。条例定数に対する充足率は97%であり、消防業務は滞りなく対応できている現状ではございますが、今後におきましても適正に職員定数を管理しながら、現場活動要員の充実を図ってまいります。

次に、各救急講習会の開催状況と普及促進の考えについてでございますが、令和5年9月30日現在で、普通救命講習や救命入門コースなどの講習会は167回開催し、2,771名の方が受講しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、開催を自粛しておりました令和4年中におきましては、開催回数は27回、受講者数284名でありましたので、開催回数、受講者とも大幅に増加しております。

今後の普及促進の取組といたしましては、各消防署で企画する各種イベントを通じた啓発活動や、行政報告にもありましたとおり、ウェブサイトやSNSを活用した情報発信も行い、応急手当の重要性を広報してまいります。

また、各地域の自主防災組織はもとより、学校や事業所などに対しましても積極的に呼びかけ、圏域住民の受講を促進し、併せて講習時間を短縮できる応急手当ウェブ講習の活用も進めながら、救命率の向上に努めてまいります。

次に、災害情報案内サービスの周知についてですが、災害情報案内サービスは消防自動車サイレンを鳴らし災害現場に向かう事案が発生した場合に、電話による災害発生場所などの問合せに対し、自動的に応答し、案内を行うものであります。当消防本部では、平成13年からテレドームというサービスで運用してまいりましたが、本年6月30日をもってサービスが終了することに伴い、新たな災害情報案内サービスを導入したものであります。7月1日からの新サービスへの移行に伴い、電話番号の変更などについて、構成市町の広報紙や広報大崎広域への掲載、各消防署所でのチラシの配布や、当消防本部のウェブサイトにも掲載し、圏域住民皆様への周知を図っているところであります。

引き続き、圏域住民皆様に広く認知されるよう、春と秋に行われる火災予防運動での全戸チラシの活用や、防災講話など住民と接する機会を捉えて積極的に周知啓発に取り組んでまいります。

次に、ドローンを活用した災害対応の状況についてですが、大崎消防本部で保有しておりますドローンは1台で、カメラや広報装置を搭載しており、管内全域に災害出動する消防本部指揮隊で運用しております。令和2年度に導入以降、火災発生時の延焼状況の確認及び火災鎮火後の原因調査での活用、行方不明者の搜索活動、水害及び土砂災害が発生した場合の被害区域

の確認などで活用しております。運用しているドローンは、災害現場から消防本部指令センターへ映像が伝送できるシステムも採用しており、その映像を基に、消防本部では現場状況の早期把握と応援体制を確立しているところでございます。引き続き、ドローンを有効活用し、迅速に災害対応に当たってまいります。

次に、大綱3点目の環境衛生についてでございますが、初めに、ごみ処理及び分別の周知徹底策についてですが、本年7月に発生いたしました大崎広域リサイクルセンターの火災については、燃やせないごみに混入したリチウムイオン電池が破砕機の衝撃を受け発火したことが原因と判定されております。

このことから、分別収集することが最大の再発防止策と考え、まずは組合及び構成市町の広報、ウェブサイトを活用し、圏域住民に対し、リチウムイオン電池がどんなものに含まれているか分かりやすく提示しながら、分別方法について継続して周知してまいります。そして、さらに構成市町と連携し、具体的にどのようなものに入っているかの洗い出しを行い、改めて日々集積所での住民指導に御尽力いただいている方々の集まる区長会、公衆衛生連合会などの会合に出向き、さらなる周知活動を行ってまいります。

次に、大崎広域再生工場の事業周知と活用策についてですが、これまで組合広報、ウェブサイト並びに記者クラブへ情報提供による新聞での開催案内を行ってまいりました。回を重ねるごとに利用者が増加傾向にありますが、さらなる利用者の増加を目指し、本年度は構成市町の衛生担当課に協力をいただき、庁舎へのポスター掲示をお願いしているところでございます。あわせて、11月18日開催のおおさき環境フェア会場に出向き、チラシを配布するなど周知活動を行いながら、今後も年3回の開催、1回の展示数50点を目標に、圏域内の資源の再利用を通じて循環型社会の推進に取り組んでまいります。

次に、最終処分施設の選考及び整備計画状況ですが、新最終処分場の候補地選定につきましては、構成市町より、令和5年5月末までに候補地について推薦をいただいております。推薦いただいた候補地につきましては、候補地選定業務を委託しているコンサルタント会社により示された評価項目、評価方法、評価基準について、令和5年6月16日に開催した第1回一般廃棄物処理施設整備有識者会議の意見を反映させて選定を進めている状況であります。現在は、2次スクリーニングを行っているところであり、今後は3次スクリーニングに着手し、最終的に候補地の選定を行ってまいります。

また、整備計画につきましては、令和5年3月に策定した新最終処分場基本構想において、施設整備方針を整理するとともに、処分場の形式は、従来からお示ししているとおり、埋立地を屋根で覆う被覆型を採用し、周辺環境への負荷軽減を重視した計画としております。

今後の進め方といたしましては、令和5年度中に最終候補地を選定し、令和6年度には用地取得手続に着手、令和9年度の工事着工と令和12年4月の供用開始に向けて事業を推進いたします。引き続き、構成市町の負担軽減に努め、地域住民と共存できる施設整備に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○議長（関 武徳君） 熊野教育長。

○教育長（熊野充利君） 私からは、大綱2点目の大崎生涯学習センターについてお答えをいたします。

初めに、プラネタリウムの利用及び周知状況についてですが、令和4年度のプラネタリウム入館者数は2万955人で、令和3年度の1万6,011人に対しまして4,944人の増、率としましては30.9%の増となっております。コロナ禍前の平成30年度を100%といたしますと、令和4年度は97%となりまして、コロナ禍前の水準に近づいてきたところでございます。

なお、今年度につきましては、6月まで前年度の1.5倍、平成30年度に対しましても1.2倍のペースで増加してきましたが、7月からのコロナ再拡大に伴いまして、現在、来館者数は再び減少し、昨年度比で6%の減、平成30年度比ですと18%減で推移している状況でございます。

プラネタリウム事業の周知方法としましては、年に4回発行しております組合広報のほか、組合広報のためのリーフレットを大崎圏域の幼稚園、保育所、小学校に通う全幼児、児童に、年4回配布をしてきたことに加えまして、インターネットのウェブ広告、そして今年度から新たに大崎圏域内外のフリーペーパーへの情報掲載を行っているほか、大崎地域をくまなく運行する可燃ごみ収集運搬車両を活用して、プラネタリウムと大崎ゆめっこパスポート事業の啓発を目的とした広報活動に取り組んでいるところでございます。

次に、イベント等におけるボランティア協力状況ですが、大崎生涯学習センターのボランティア組織は3団体ございまして、それぞれ天文ボランティア79人、そしてイベントボランティア40人、ICTスタッフ14人で、合計144人の登録者数となっております。

各イベントでの活動状況ですが、どのイベントでも中学生、高校生といった若い世代が中心となって活動に当たり、それをシニア、ベテランの皆さんが指導し支えるという姿が見られ、多世代の交流や知の循環といった生涯学習における好ましい状況となっております。それぞれ活動に感謝を申し上げますとともに、若い世代が活躍していることに頼もしさも感じております。

最後に、施設及び備品の老朽化に伴う更新計画でございますが、大崎生涯学習センターでは、平成10年の開館から25年が経過し、施設の老朽化が進んでおります。議員おただしの更新計画につきましては、重要度、緊急性を精査しながら優先度を定め、財政計画に位置づけて、効果的かつ計画的に取り組んでいるところでございます。

今年度は、多目的ホールのボーダーケーブル更新を既に完了しているほか、来年度は財政計画に基づき、高圧受変電設備の更新工事及び舞台照明調光器盤改修工事、これを実施する計画であります。その後も、多目的ホールの各種施設の更新事業を計画の中に位置づけております。引き続き、安全・安心な施設運営に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それでは、私も順次再質問させていただきますが、時間の都合もございませうから、下から行きたいと思えます。

環境衛生についてでございますが、まず最終処分施設の選考及び整備計画状況でございます。管理者の行政報告でも御報告があったわけでございますが、令和5年度内の最終候補地決定という前のプロセスは、それは答弁で理解するものでございますが、まだまだ圏域住民ですとか、あるいは一部行政区長さんを含めまして、当然、被覆型の最終処分施設ということを広域では考えていらっしゃるということはまだ分からない状況等々もでございます。

やはりすばらしいなと思ったのは、百聞は一見にしかず、私たち7月18日あるいは19日に、ほとんどの首長さん方は全く参加されませんでしたけれども、理解すべく我々議会側は参加させてもらったわけですが、宇都宮市と、そしてあとは那須塩原市というところで先進地視察をさせてもらったのです。やはり臭いとか、実際に搬入とかの状況を見ると全違えますね。やはり想像していた以上に静かで、環境に対する影響が非常にない施設で、こういう施設がという部分が、結果として一部、秋田県の例では山中でございましたけれども、この宇都宮市とか、那須塩原市におかれましては、行きやすいといひましようか、作業しやすい環境の中にありますという部分が、逆に言うとこれを適地選考に当たられる管理者や副管理者が本当は完全に見るべき案件ではなかったかなと私なんかは思うところでございますが、いわゆる雨水の影響とか、その周辺の水環境に対する影響とか、極めて少ない状況。

それで、私が心配しているのは、この最終候補地決定に向けたと書いているわけです。年度末にぼこっとこの議会に報告があっても、非常に困るものなのかなと思っております、ただいま5月に各1市4町からその推薦地ということを出していただいたところでございますが、ちょっとこれ間違ってしまうと、隣接する部分ですとか、いろいろなところに誤解にもつながってしまいかねないところもございませうから、ある程度こういったものをこの議会のほうにも少し公開などしながら、あるいはアドバイス、助言等々もいろんな御意見を徴しながら、この決定に向けた適地選定業務を進めていただきたいと思いますと思っておりますが、この流れにつきまして、何かございませうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） まず答弁の前に、1点だけ、副管理者の名誉のために、私から御説明させていただきます。

議員の皆様と同行はできませんでしたが、まず議員の皆様が視察する前に、管理者、副管理者が最初に現地を視察して予習をした上で、ここだったらいけるということで皆様方を御案内させていただいておりますので、その辺、御理解賜りたいと思えます。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 被覆型の処分場につきまして、大変詳しい御説明ありがとうございます。

いました。

候補地選定の流れということですが、現在は、管理者の答弁にもありましたとおり2次スクリーニングまで終わっておりまして、その中で1自治体1候補地であります5か所まで、現在のところ絞り込んでおります。

そういった中で、次に3次スクリーニングに向けまして、9月に現地踏査ということで、現地のほうにコンサルと、それから組合職員が足を運んで、その希少生物だとか、それから土地の利活用状況ですとか、そういったことを調査させていただいております。

今後は、11月に第2回の一般廃棄物処理施設の有識者会議を開催いたしまして、3次スクリーニングの評価項目、評価方法について、御意見を頂戴すると。最終的には、12月に3次スクリーニングの結果が示されますので、その結果を早めに、まず組合会に御報告した後で、議会に改めて御報告させていただくという考えで、現在のところ進めております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 詳しいスケジュールが分かったところでございます。

先ほど藤島局長からもちょっと答弁があったわけなのですが、名誉は十分に分かるところでございますけれども、百聞は一見にしかず、やはり現地現場主義、実際に臭い、雰囲気、そのときの環境ということを実際に見ると、それ以上のものが伝わってきますので、非常にいい視察だったと私は実感してございますから、被覆型の最終処分場に向けた取組を今後とも頑張って推進していただければと思っております。

次に移ります。

大崎広域再生工場の事業周知の件でございます。

これは私はすばらしい事業だなと、本当にこう思っております。あれだけ立派な製品が、たくさん50点以上並んで、いわゆる抽せんされていて、無償で譲渡しているということでございまして、ただいま年間3回ということをお聞かせもらったのですが、できれば本当は4回、5回とやってほしいのですが、多分いろいろ再生する過程とかございまして、洗浄とか大変なのだろうと思っております。

ただこの件、まだまだ分からない方が多くて、近くの方や分かっている方が何回も行くようなことではなくて、やはり一般の方や、ちょっと遠いのですが、1市4町の隅々の方が、興味関心のある方がお越しいただく、あるいはウェブを見ていただく、電話で連絡をいただくような環境づくりということを進められたほうが、やはり広報周知という部分や、そういったリサイクルにつながるのかなと思っておりますけれども、その点は答弁では頂戴したわけでございますけれども、この事業は本当に私も行って、こんな商品、製品がと、非常に現場の方々の気持ちといいでしょうか、その流れにつきましても聞かせてもらったのですけれども、すばらしいなと思えました。

これは多くの方にぜひ参加していただいて、参加すればするほど当選率が下がるという、ち

よつと不都合もあるわけなのですが、2回抽せんがないものに関しては、その場に来た方に無償であげているという話なんかも聞かせてもらいましたので、せっかくあれだけの棚ですとか、事務机ですとか、ソファ、ベッド、いろんなものをもろもろ、キャリアケースとかたくさんありましたし、私は参加してごさいませんが、我が組合議員のほうでもちょっと参加してみたのですが、残念ながら当たらなかったという方もいるし、当たった方もいるわけでごさいますが、ぜひこれは興味関心を喚起する非常に優れた事業だと思っておりますが、いかがですか。

○議長（関 武徳君） 坂本業務課長。

○業務課長（坂本 徹君） 議員には大変お褒めの言葉を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

管理者の答弁にもございましたが、少しずつ申込者数も増加傾向にはあるところでごさいまして、大分知られてきているのかとは思っておりますが、やはりまだ知られていないというところが大きいのかなと考えております。

私どもも、この辺やはり知っていただくことが大事かと考えておりますことから、市町に協力いただきまして、構成市町にポスター掲載、それから何かのフェアがありましたら出向いてそこでチラシを配布、それから組合施設に視察等参りました際は、それをPRするというようなことで、なるべく皆様に知っていただけるような体制を取って、今後もしていきたいと思っておりますし、これが圏域住民のリサイクルに対する意識啓発につながると思っておりますので、今後も頑張っていくと考えております。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 1点だけ補足させてください。すみません。

先ほど、冒頭の行政報告の中で、管理者から広域のDXの活用についてということで、ウェブサイト、以前佐藤弘樹議員からも御指摘を賜りましたけれども、令和7年度から運用するものの中で、例えば今であればリサイクルセンターに行って申し込まなければならないのですが、それをウェブ上で申込みできるような仕組みを取り入れていくということで計画しておりますので、その辺のところも御理解賜りたいと思います。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） PRをしてもらったわけでごさいますが、令和7年度予算と、来年からでも本当は導入していただきたいなと思っておりますのでごさいましたが、いろいろ多分計画等々があるのでしょうから、そこは了解するものでごさいます。

非常に環境衛生につきましては、ごみ処理分別等々が、先ほど答弁ございましたけれども、まず再生工房に関しては評価を高くさせてもらってごさいますが、ごみ処理に関しては、集積所というのは行政区単位なのですよね。これは行政ではなくて、任意で設置をしている集積所等々も、それを承認して運び出しをしているという部分からの責任を考えているわけなのですけれども、集積所を設置するということは、行政区長ですとか、公衆衛生組合長さんなの

ですよね。この方々がやはり危機感を持たないと、要するにあれだけの金額が火災を発生するとかかかってしまうと。結局は、我々のほうの負担に跳ね返ってくると、保険が入っても全部が賄えるものではないということでございますから、その辺をきちんと御理解いただくためにも、面倒かも分かりませんが、なお一層の、また来年度以降の分別に向けた取組も併せまして、その辺の周知徹底ということをぜひお願いしたいと思っております。

時間がもう14分になってしまいました。

それでは、次に移らせてもらいます。

大崎生涯学習センター、パレットおおさきについてでございます。

プラネタリウム、ケイロンⅢ、非常に極めて他に誇れるすばらしいプラネタリウムだなと思っております。初めて来た方が、やはり皆さん一様に驚かれて帰られているというところでございます。私も何度か行かせてもらってございますけれども、ただいまの教育長答弁では、かなり利用者の方々が増えているということでございますので、そこは安心するところでございますけれども、やはりこの周知状況ですとか、こういったものにつきまして、せっかく大崎広域が設置をさせていただいておりますケイロンⅢという大変優れた投影機でございますから、もっと多くの方に来ていただきたい、見ていただきたいということにつきまして、取組という部分で何か紹介できるものというのは、特化しているものはございますか。

○議長（関 武徳君） 遊佐教育次長兼総務課長。

○教育次長兼総務課長（遊佐 徹君） お答えいたします。

その周知のための方法ということでございますけれども、まずどこからお客様が来ているのかという来館者の状況を調べるところから今年始めまして、7月からアンケートの中に、プラネタリウムに来るに当たって何を御覧になりましたかというアンケート調査をしております。その結果、プラネタリウムリーフレットを見てという回答が一番多いのですが、中にはウェブ広告を見て来ているというお客様とか、それからフリーペーパーを見て来ているという方も最近少し増えてきております。そういった広報戦略を立てるに当たって、どこから来たのかということは、逆に考えますと、どこにピンポイントに広報の的を当てれば効果的なのかということを考えながら、最近では広報活動をしております。

そしてまた、お客様に満足していただいて、お客様により多く来ていただくためには、何を指しても、やはり内容の充実といったものが大事だと思いますので、投影の技術の向上も含め、番組の選定、そしてまた広報の強化、そういったことなどを念頭に、お客様がたくさんいらっしゃる努力をしているところでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） まず、プラネタリウムにつきましては、ただいま次長からも答弁があったのですが、一般投影あるいは星を見る会、みんなの天文教室、パレット星空音楽会、特別企画、親子天文教室、熟睡プラ寝たリウム、ケイロン3DAYSと大変多くの企画を催しています。

その際にも、この後段につながりますけれども、ボランティアの皆様方によります協力体制というのと、その方々が告知をしているということもありまして、極めてうまく機能的な橋渡しというかをやられていると思っております。

あまり議会の中でただ褒め続けるというのはよくないのかも分からないのですが、非常に職員の方々が一体感を持ってそれに取り組まれていまして、今年復活と言われました、小さなこどものまち、そしてあとパレット夏まつり、私も行かせてもらいましたけれども、非常にボランティアの方々、職員の方々、まさしく一体感で一緒にやっている。高校生、一生懸命星を紹介している。そこに来た天文のボランティアの方が、お化け部屋のほうの手伝いもされているというふうに、いろいろな形からボランティアの方々をどんどん寄せていて、まさしく社会教育、生涯学習の拠点施設ということで、非常に私も誇りある施設で、本当頑張ってもらっていると思うのです。これは次長さんの人柄なのか、あるいはしゃれなのか、あるいはそういったいろいろな思いなのか、あるかと思うのですが、その点、今現状の状況はどうですか。非常に私うまく機能的に、ボランティアさん、本当に皆さんやる気になって、特に高校生が頑張ってもらっていると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 遊佐教育次長兼総務課長。

○教育次長兼総務課長（遊佐 徹君） 今、議員から若い姿、中学生、高校生の姿が多いというところを御紹介いただきました。子供たちが集まってくるに当たっては、やはり学校との連携といったところを大事にしていまして、学校の先生方との日々の連携を通して、パレットで活躍したいという子供たちが、学習センターのボランティアとして流れてくるような連携体制をつくっているということが一つ。

そしてもう一つは、ボランティアといいますと、事業の単なるお手伝いとか、そういうのではなくて、やはり子供たちが、ボランティアさんたちが、何ができるのか、そして何をしたいのかということを中心に、様々な活躍の手段というものを用意し、特に若い子供たちが活躍できる場面というのを数多く設定するというところに、今心を砕いております。

そして、それを支えるシニアの方々、ベテランの皆さんが、その中学生、高校生を指導することによって輝くことを目的に、子供たちの成長の様子なんかを日々大人の方々とも振り返って、今日こんなふうにご子供たちできたよとか、そういったところを反省しながら支援に当たっていると。その結果、若い力が輝いて、そしてシニアボランティアの皆さんの笑顔が増えるという、そういった場になっていると考えております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 私も体験、体感させていただきましたが、職員の方々は決して表に出ないのですよね。びっくりしました。高校生の生徒の方々が生き生きと発表されて運営されている。素晴らしい運営だと私は思いました。小学生から高校生の方々や社会人の方々まで、またその先輩、年配の方まで、やはり皆さんのお気持ちがお寄せいただけるような素晴らしい施設で

ございますから、今現在の環境ということを中心に育んでいただきたいと思いますのでございます。

時間の都合もございますから、あと8分、消防のほう行かなくてはならないものですから、次に行かせてもらいます。

最後になりますが、消防本部についてでございます。

まず、ドローン活用でございますけれども、私も現地で初めてドローン活用を見させていただきました。上空から広域に分かりますから、その映像が指令のほうに送られますから、すばらしいなと思ったのですが、いかんせん機械そのものが小さくて家庭ユースなのかと思ってしまいました。

私は、産業用ヘリコプターの免許を持っていて、現役で飛ばしている人間でございますので、こういうドローンかと思ってちょっとびっくりしてしまったのですが、もう少し性能のいいドローンを導入していただいて、広域な災害ですとか、林野火災ですとか、あとは土砂災害等々で、もっとドローン関係を有効に活用できるようにぜひ職員の方になっていただきたいと思いますのでございますが、その点いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） 議員には大変すばらしい御提案をいただきました。

このドローンにつきましては、今後、更新計画がございまして、消防本部指揮隊で運用しておりまして、本部指揮隊が乗る指令車の更新とともに、このドローンも更新していこうというような計画であります。

今、議員御指摘のとおり、現在持っているものはそのとおりのところでございますけれども、今後、今現時点でまさしくその仕様の部分を検討中で、風の抵抗の部分であったり、防水防じんのものであったりというところを検討している最中でございます。まだまだ職員も勉強しながら、購入を進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） ちょっと前後しますけれども、職員の充足数も条例定数に対して97%という一つの書類上の問題なんでしょうけれども、やはりそこをやりくりされているということは十分先ほど伝わったのです。乗換運用ですとか、伝わったのです。なので、ドローンというのは、職員の人間の目というものと、俯瞰する、鳥瞰する目ということが大事になってきますので、ぜひともここは広域のほうの負担率の問題等々もございますけれども、必要なものは更新すとか導入、整備するという、消防力の効果向上のために、強化のために、ぜひともこれはやったほうがいいのではないかと考えておりますことをきちんと発言しておきたいと思っています。

次に移りますが、救急講習会の開催状況の部分です。私は上級救命とか、以前に取得させていただいたところがございましたし、その他の講習会も、普通救命ですとか、受講したことはあるわけでございますが、かなり多くの方が受けられているということは分かるのですけれど

も、この講習会というのが、単なる救命とか救助ではなくて、一つの消防とか、防災につながる大きなものだと私は思っているのです。来るわけですから、その会場のほうに。消防の応援や理解をいただく貴重な場ではないのかと思ってございまして、せっかくそういった場で、もっと私は大崎広域消防の業務内容のPRですとか、あるいはまさしく例の災害情報案内のサービスの電話番号の理解促進ですとか、こういったことを私はさっと短時間でやってもいいのではないかと考えてございまして、その点いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） ありがとうございます。

これまでも、そういった部分で、短時間を利用して、始まり、終わりの部分で消防をアピールするということは設けさせてきております。

今、災害案内サービスの部分も周知徹底がされていないというところもございましたので、そういった部分も含めまして今後ともやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） この講習会ですが、ちょっとここで時間もなかったのですが、一番圧倒的に多い参加者の年代が10代なのです。10代の方々を含めて、まず子供たちというのは、消防はカッコいいという感じですよ。10代の方々、SNSをばんばん使えますから、こういったものをぜひ個人情報に触れない感じで発信をしていただくと、内外ともに消防のイメージアップとか、理解促進につながるのではないかと私なんかは思うものでございます。令和7年度に向けたウェブの構築、三位一体の構築においてぜひ取り組んでいただければと思います。

最後になりますけれども、例えばそちらの災害情報サービスという部分が、周知というのがあるのです。先ほど期せずして、藤島局長からも御紹介なんかあったわけですが、令和7年度の消防も含めました、いわゆるウェブサービスですとか、ウェブの統一というか、そのデザインも含めた内容のつくり、更新ですよ。こういったシステム更新ということが以前から、今回の行政報告でも示されているわけですが、これをぱっと見ますと、消防のほうも盛りだくさんで、全部の情報が全て入っていますよね。その中で私は、はっと思ったのは、大崎消防本部のキャッチフレーズ、令和2年4月制定、何か分かる方は何人いるのか、消防の方は全員分かっているでしょうけれども、私もすばらしいなと思ったのが、このキャッチフレーズを令和2年に制定したのです。消防士は愛でできていると。はっきり書いているのです、愛と。消防士は愛でできていると。2回言いましたけれども。そういった愛でできている消防士の皆さん、今後ともその活動、私たちは大変高い評価をさせていただいて、敬意を持って、感謝を持っておりますので、今後とも少ない人員なのかもしれませんが、それを愛の力で突破できるのかどうか、その任務を遂行していくという崇高な精神を持って、組織体制も風通しよく、人材育成も頑張りながら御努

力いただきたいと思っておりますが、その点、消防長、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 櫻井消防本部消防長。

○消防本部消防長（櫻井俊文君） 最後に発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

まさしく佐藤議員には消防の応援団として、本当にいろいろな提案、いろいろなおただしをいただきましてありがとうございます。まさに令和2年に制定した愛というものを、圏域住民を愛し、圏域住民から愛される消防として、今後とも魅力ある組織運営に努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 私は今後とも、消防とは相對するものでございますけれども、私も愛を持って今後ともいろいろな意味での応援活動を行ってまいりたいと考えてございます。

以上で終わります。

○議長（関 武徳君） これで一般質問を終わります。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了しました。

よって、令和5年第3回大崎地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

---

閉 会

午後4時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年10月23日

議 長 関 武徳

署 名 議 員 福田 弘

署 名 議 員 鈴木 宏通